

令和 5 年 11 月 17 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	10
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
閉会	64

秩父広域市町村圏組合告示第93号

令和5年第3回（11月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年11月10日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和5年11月17日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和5年11月17日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和5年11月17日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第23号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第24号 秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例
- 第 9 議案第25号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第26号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第27号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第28号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	清野和彦	議員	4番	笠原宏平	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	新井達男	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	今井敏夫	議員	16番	高根保生	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
森 真太郎	副 管 理 者
富田能成	理 事
柴崎勉	理 事
大澤タキ江	理 事
引間正人	監 査 委 員
野澤好博	事 務 局 長
小林幸夫	会 計 管 理 者
新井守	消 防 長
北堀史子	水 道 局 長
宮城敏	事 務 局 参 事 兼 長
本 峯 治 彦	事 務 局 次 長 兼 長
濱田雅之	事 務 局 次 長 兼 長
手島均	専 門 員 兼 会 計 課 長
加藤好一	消 防 本 部 次 長 兼 監
黒沢武徳	専 門 員 兼 警 防 課 長

笠	原		昇	専 門 員 兼 指 揮 統 制 第 1 課 長
千	島		武	水 道 局 次 長 兼 大 滝 ・ 荒 川 事 務 所 長
原	島		健	水 道 局 次 長 兼 横 瀬 事 務 所 長
井	上	昌	行	水 道 局 技 監 兼 浄 水 課 長
浅	見		修	水 道 局 技 監 兼 工 務 課 長
千	嶋		浩	契 約 検 査 課 長
佐	宗	孝	幸	秩 父 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長
関	根	み	ど	秩 父 環 境 衛 生 セ ン タ ー 所 長
岩	崎		武	総 務 課 長
鈴	木	和	行	予 防 課 長
八	木		修	経 営 企 画 課 長
浅	賀	進	二	皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長
権	頭	義	典	西 秩 父 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

岩	田		聡	書 記 長
横	田	真	一	書 記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（新井利朗議員） まず、議席の指定を行います。

今回、組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました今井敏夫議員と高根保生議員の議席は、会議規則第3条第2項の規程により議長において指定いたします。

議席番号と指名を書記に朗読させます。

書記。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

15番 今井敏夫議員 16番 高根保生議員

以上です。

議長（新井利朗議員） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

9番 若林想一郎議員

10番 関根修議員

11番 新井達男議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長(新井利朗議員) 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。11月8日付で小鹿野町選出の高橋耕也議員、猪野武雄議員から組合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により議長において許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会の委員の指名についてご報告いたします。小鹿野町から新たに選出された2名の議員について、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において今井敏夫議員を総務常任委員会委員に、高根保生議員を厚生衛生常任委員会委員に指名により選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、厚生衛生常任委員会委員長が欠員であります。次の休憩中に、第3委員会室において委員会を開催し、委員長を互選していただき、その結果を議長までご報告願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の検査結果がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

(引間正人監査委員登壇)

引間正人監査委員 おはようございます。監査委員の引間でございます。最初に、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は10億8,492万1,742円、水道事業会計の残高は42億5,056万5,655円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条

第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り、参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施いたしました定例監査の結果につきましてご説明申し上げます。去る10月24日に令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は、消防の予防課、警防課4分署、水道局の横瀬事務所、皆野・長瀬事務所を対象としました。監査の方法は、各箇所に対してあらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、北分署での実地監査も実施しました。その結果、各事務事業は関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認めました。なお、監査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（新井利朗議員） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時14分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生衛生常任委員会において委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

厚生衛生常任委員会委員長 高根 保生議員

以上であります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（新井利朗議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆さん、おはようございます。新井議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。水道局におきましては、現在広域化事業に継続して取り組んでおりますが、事業の進捗や経営環境の変化を踏まえまして、令和8年度以降の水道事業基本構想等の改定に着手し、将来の水需要予測、投資計画等を策定するため、公募型によるプロポーザル方式により業者選定を行い、9月に水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託契約を締結させていただきました。

また、水道事業経営審議会につきましては、水道局では投資計画や経済情勢等の変化に対応できるよう5年ごとに料金改定をすることとしております。前回の圏域内の料金統一から5年後の令和8年4月の改定に向けて協議を進めることといたしております。現在管理者の諮問機関といたしまして、幅広い分野の皆様から水道料金についてのご意見をいただくため、委員の選任について調整を進めております。

また、一般の水道使用者の公募につきましても、11月に発行いたしました水道広報紙「水道だより」におきまして住民の皆様にお知らせをさせていただき、またご検討いただきたいというふうに思っております。

今後の水道事業につきましても、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部で提案をいたします議案の概要につきまして説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は6件でございます。

議案第23号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定を得たいため、提出するものでございます。

次に、議案第24号 秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例でございますが、理事の報酬額についてご審議いただくため、本条例を新規に制定するものでございます。

次に、議案第25号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例でございますが、消防法施行規則及び対象火気省令の一部改正により、蓄電池設備及び厨房設備について所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第26号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましては、令和4年度一般会計決算に係る繰越金及び県補助金等の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

次に、議案第27号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、負担金、委託料、工事請負費等の追加計上及び予定額、人件費の見直しに伴う消費税及び地方消費税還付金の見直し、また継続費の追加計上及び年割額、実施期間の見直し、新年度実施工事の一部について、ゼロ債務負担行為の設定に係る補正を行いたいものでございます。

次に、議案第28号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、引間正人委員が本年

11月30日付で任期満了となるため、鈴木光一委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

各市町の12月定例会、また年末を控え、何かとお忙しい時期となっておりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただき、ご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げます。管理者としての挨拶とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○一般質問

議長（新井利朗議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、清野和彦議員。

（3番 清野和彦議員登壇）

3番（清野和彦議員） 皆様、おはようございます。3番、秩父市からの清野和彦でございます。早速通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について。我が国では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国における廃棄物の輸入規制強化などの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、多様な物品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環体制を強化する必要があるとして、循環経済、サーキュラーエコノミーが目指されています。その具体化のために、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、通称プラスチック資源循環促進法が施行されました。この法律では、個別の措置事項として市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が努力義務として規定されました。市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民の皆様にご周知するよう努めなければならないこととなっており、本制度により市区町村は分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を市区町村の状況に応じて、1、容器包装リサイクル法に指定する指定法人、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法。2、市区町村が単独で、または共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法という2つの方法を取ることができるようになりました。

プラスチック資源循環促進法に先駆けて、平成12年には容器包装リサイクル法が完全施行されています。容器包装リサイクル法は、商品を入れる容器、商品を包む包装のうち中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを容器包装と定義してリサイクルの対象とし、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、容器の製造事業者、容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者は再商品化、つまりリサイクルをするという3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたものです。我が国では、こういった制度の変遷がありますが、現在秩父広域市町村圏組合においては、プラスチック類は可燃ごみとして収集され、処分をされています。

質問ですが、現在の秩父広域市町村圏組合におけるプラスチック類の収集及び処分については、どのような考え方で行われているのか、検討の経過などを含めて教えてください。また、プラスチック資源循環促進法の施行も受けて、今後のプラスチック使用製品廃棄物の収集及び処分についてはどのようになされていくことが望ましいと考えるか教えてください。

大きな2番です。戸別訪問収集、まごころ収集、ふれあい収集等について。ちょうど1年前の令和4年11月定例会で、ごみの収集事業について、高齢社会の到来の中で住民の皆様へ寄り添ったごみ収集事業を行うために、新たな考え方や事業の実施が求められているのではないのでしょうかという提起をさせていただきました。具体的には、これから始まる冬場の寒い時期などに、朝8時までにごみ収集場所に持っていくことが難しいというご高齢の単身世帯の方からのご相談がありました。同じような困り事を持つ方は、この秩父地域の中でさらに増えていくのではないかと懸念をしています。ごみ収集については、その後多くの秩父地域の住民の皆様や秩父地域外の皆様から、各地での現状や改善に向けたアイデアなどを寄せていただきました。その中で、同じ埼玉県内でも戸別訪問収集が行われている自治体や一部事務組合が多くあることが分かりました。ここでいう戸別訪問収集とは、自治体や組合によっては訪問収集、まごころ収集、ふれあい収集といった呼び方もある事業で、それぞれ制度で若干の違いはありますが、事業の趣旨としてはご高齢の方や障がいのある方などで、自分でごみを集積所に出すことが困難であり、身近な人の協力を得られない方を対象にご自宅に直接出向いて家庭ごみなどの収集を行うというものです。対象の事業ごとにそれぞれではありますが、おおむね65歳以上の独り暮らしの方、障害者基本法で規定されている障がいのある方、また単身世帯でなくてもそういった方々のみで構成されている世帯が対象となり、事業の実施については申込書で申請をした後、訪問調査を行い、訪問収集の実施の可否が決定され、利用開始となるようです。収集者は、自治体職員や委託収集事業者、場所によっては住民によるサポーター一会議が実施する事業もあるようです。

このように、若干の事業内容の違いはありますが、他の自治体や一部事務組合ではご高齢の方や障がいのある方などで、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られな

い方を対象に、ご自宅に直接出向いて家庭ごみなどの収集を行う戸別訪問収集が実際に行われていますが、秩父広域市町村圏組合としてはこのような事業についてどのように取り組まれることが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

大きな3番、粗大ごみの処理について。こちら秩父地域にお住まいの方からいただいたご意見を基に提案をさせていただきます。現在秩父広域市町村圏組合では、粗大ごみはごみステーションには出せないため、処理施設への直接搬入となっています。ご自身で軽トラックなどを調達して搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼をして搬入をしてもらうこととなります。これから秩父地域でご高齢の方が今以上に増えていくと、自分たちで軽トラックや運転手などを調達してセンターに直接搬入するという方法は今よりもっと難しくなるのではないのでしょうか。この粗大ごみの収集についても、自治体や一部事務組合によっては処理施設への直接搬入だけではなく、戸別収集が実施されています。粗大ごみの戸別収集は、おおむね事前予約をし、収集する家具類及び電化製品類の種類ごとに定められた手数料を支払うことで自宅前などに収集に来てもらえる仕組みとなっているようです。このように、他の自治体や一部事務組合では粗大ごみの戸別収集が実施されていますが、このような事業について当組合としてはどのように取り組むことが望ましいと考えるか伺います。

壇上での質問は以上です。再質問は、質問台で行います。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 3番、清野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律についてのご質問についてお答えいたします。組合では、プラスチック類の収集につきましては可燃ごみとして収集し、クリーンセンターで焼却処分をしております。廃棄物全体の収集処理体系につきましては、平成8年7月に指定ごみ袋制度を導入し、ごみの減量化と資源化へのインセンティブ、いわゆる経済的動機づけを行い、可燃ごみ、不燃ごみの減量化と資源ごみの増量を図っております。また、平成18年4月からはペットボトルの分別収集を開始するとともに、平成18年度に設置いたしました廃棄物減量等推進審議会では、秩父広域圏における一般廃棄物の減量、リサイクルに関する方策を諮問事項として、プラスチック製容器包装のリサイクルを中心に検討を重ねていただきました。

この審議会では、今後プラスチック製容器包装の分別収集等の検討を進めることが必要である。しかしながら、経済情勢、市町の財政状況を勘案すると、新たな施策の実施に伴う経費負担が必要となり、実施に当たっては効率面、経費面に十分配慮され、広域圏のごみの減量化、資源化の推進に当たられたいという趣旨の答申をいただいております。このプラスチック類の分別収集についての検討と時期を合わせ、クリーンセンターの長寿命化施策として発電設備を設置するなどの基幹的

設備改良工事を実施したことにより、サーマルリサイクルの考え方の下、引き続きプラスチック類の焼却処理を行い、その際に発生する熱を回収し、エネルギーとしてごみ発電を行っております。また、ご承知のとおり、発電した電力はクリーンセンター内の各機器、事務所内の冷暖房などの運転に使用し、余剰電力については秩父新電力に売却することでエネルギーの地産地消にも貢献をしております。

現在の収集、焼却処分につきましては、このような検討、考え方で行っております。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月から施行されたことによる今後の組合の方向性に関しましては、国などの財政的な支援がほとんどない中で、新たな収集方法、収集車両、人員の確保に伴う収集経費、再商品化に伴う処理経費等新たな経費負担が発生すること、さらにはカン、ビン類やペットボトルなど資源収集物とは異なり、売却益が発生しないことから、分別収集実施に伴い、プラスチック類専用のごみ袋により排出するなど、住民への負担を求めることも検討をする必要がございます。今後のプラスチック類の収集、処理方法につきましては、理事会で協議をいただき、方向性を定めてまいりたいと存じます。

続きまして、2、他の自治体、組合で実施している戸別訪問収集に組合としてどのように取り組んでいくことが望ましいかと考えるかについてのご質問にお答えさせていただきます。高齢者の方やご自分で収集場所に持ち出すことが困難な方や身近な方のご協力を得られない方などのごみ出し支援につきましては、令和元年、令和3年7月、令和4年11月議会定例会においても同様なご質問をいただいております。このようなご質問の中でもお答えをしておりますが、このステーションまでのごみ出しについて、高齢者等がごみ出しを自分で行うことが困難な世帯は、友人や近隣住民の扶助、介護ヘルパー等の活用によりごみ出しを行っているものと推察いたします。また、ボックス等を設置しているステーションによっては、前日からのごみ出しを可能としているような場所もあるようにお聞きしております。高齢者世帯への支援につきましては、構成市町それぞれの施策の中で行われるものがございますので、構成市町の担当課と情報共有を行っておりますが、今後組合としましてはステーションの設置場所の相談に応じるなど、対応できることを検討してまいりたいと存じます。

先月には、町の福祉施策の一環として高齢者のごみ出し支援のため、町の公共施設に一般家庭ごみ専用のステーションを設置したい旨の相談がございました。これは、ヘルパーさんなどサービス事業者が高齢者住宅からの可燃ごみを排出するためのもので、ヘルパーさんがごみをステーションに排出する際、既に収集が終わっていた後でもごみが排出できる工夫となります。組合としましては、町独自の福祉施策の一環であること、さらには組合議会での答弁に照らし合わせ、設置申請を承認したところでございます。組合としましては、組合の共同処理事務であります収集業務につきましては、各市町がご負担いただいた経費の中で、圏域住民に一律のサービスを提供することが基本であると考えております。また、福祉施策につきましては、各市町で抱える問題などにも差があ

り、組合として踏み込んだ施策を行うことが難しい面もございます。さらには、戸別収集に係る経費負担についても考えなくてはなりません。しかしながら、今後は一層の高齢化と人口減少により、議員のご指摘のような課題が増えてくると予想されておりますので、より住民視点に立った在り方を構成市町と検討してまいりたいと存じます。

次に、他の自治体、組合で実施している粗大ごみ戸別収集に組合としてどのように取り組んでいくことが望ましいかと考えるかについてのご質問にお答えいたします。粗大ごみについては、収集場所に排出できませんので、排出者が自らクリーンセンターあるいは環境衛生センターに直接搬入される方法と、組合で粗大ごみの収集運搬の許可を出している業者が25者ございますので、排出される方が直接この許可業者に処分依頼をする方法がございます。議員ご指摘のように、高齢者が多くなり、運転免許証をお持ちでない方や免許証を返納された方など、粗大ごみの戸別収集のニーズは高まることは予想されます。組合としましては、基本的には許可業者をご利用いただくことが望ましいと考えております。この粗大ごみの戸別収集につきましては、町の施策として独自に収集日を設けて戸別収集している町もございます。この粗大ごみの戸別収集につきましても、構成市町それぞれの施策の中で行われるものがございますので、構成市町の担当課と情報共有を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 各般にわたり、どうもありがとうございました。それでは、確認、再質問を少ししたいと思います。

大きな1番からです。まず、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について、今までの検討経過などを伺わせていただきまして、ありがとうございました。確かに、このプラの収集処分については、以前も検討の必要はあるということは述べられていますけれども、実際の経費負担であったりとか、そういったところで現状になっているということが分かりました。また、サーマルリサイクルの観点から、焼却をして、それを熱利用するということで、熱を電力に変えて、それを売電するなりしているということで、そういった考え方で資源循環しているのだというようなお考えだと思います。これも本当に一理あると思いますし、全国を見ますと、もともとそのプラに関しては分別回収していたところが、新しい焼却炉になって、新たに今度は分別なしで可燃ごみとして収集するというような自治体や組合もあるということは知っております。そういった面ですと、国はサーキュラーエコノミー推進していますけれども、なかなか実際の現場である組合や市町村では、それぞれの自治体や組合ごとの実情に応じた処理をしているのかなというところがあります。先ほど、事務局長からもありましたけれども、国も旗振りはしているところなのですが、なかなか財政的な支援などが無い状況ですと、やはり先ほど話があったように各自治体なり組合なりの現状に即したものにならざるを得ないのかなというところも理解はできる場所です。ですの

で、今後理事会などで協議いただけるということですので、ぜひ協議いただきたいと思いますが、やはり国はこのサーキュラーエコノミーというのを今後我が国、または世界全体のことですけれども、持続可能な形で発展していくために重要な柱の一つとして考えていると思います。そういったところから、今後の国の支援や方向性も期待しつつ、ぜひこの秩父地域から持続可能な社会をつくるためにも、取組をしていくのだという気概を持ってお考えいただければなというふうに思います。こちらについては、再質問ございません。

2つ目です。戸別訪問収集につきまして、ありがとうございます。こちらは、確かにヒアリングのときにもお話ししたのですが、福祉的な施策として各自治体や組合で行われているというところがあります。一部組合全体で行っているところもあるのですが、そうなりますとお話しされたように、やはり組合としては各市町の担当部署の方と情報交換しながら、最終的には各市町の福祉施策として取り扱うか。取り扱うとしたら、どういった事業設計にするかということをお話ししていくようなテーマなのかなとも思いました。こういった各市町の対応になる可能性が高いですけれども、ただ事務局長もおっしゃったように、これからニーズが高まっていく可能性はあります。先ほどもありました友人や近隣の方の支援やヘルパーの方の支援、そういったもので何とか今は保たれているものがあるかもしれませんが、これから秩父地域の人口減少であったりとか、それに伴うまちの変化を考えますと、いわゆる郷土というのですか、そういうところだけでは担いきれない取りこぼしが出てしまうのではないかなということを懸念しておりますので、ぜひこれは各市町とも連絡を取り合って考えていただければというふうに思います。こちらについても、再質問は特段ございません。

最後、大きな3番です。粗大ごみにつきまして、こちらニーズが今後高まるのではないかと。つまり、ご高齢の方々が増えていくと。例えばお家を整理しなければいけないとか、空き家のこともありますけれども、そういったところで粗大ごみをなるべく手間をかけずにというのですか、負担にならずに収集していただけるようなニーズが高まるのではないかなというようなお考えを共有いただいているのかなと思います。そんな中で、こちら構成市町の中には実際に戸別収集の日程を定めているところもあると伺っていますので、私もそこをまた勉強させていただきまして、秩父地域の皆様にとってよい収集ができればよいのかなと思っております。

こちら再質問を1点先にさせていただきたいのですが、この秩父市をはじめ1市4町であります広域市町村組合があります埼玉県内では、ごみとして出す前に売却して、いわゆるリユースですね、それをすると。つまり、再利用につなげる試みが複数の自治体で進められているようです。例えば近隣ですと、飯能市では株式会社マーケットエンタープライズという会社と連携協定を締結しまして、リユースプラットフォームおいくらというプラットフォームがあって、そこを通じたリユースの推進が行われているということです。つまり、使えるものは売却しようということです。なるべくごみを出さないということです。同様のプラットフォームを活用した事業は、東松山

市や坂戸市、富士見市などでも進められているようです。具体的には、こちらのプラットフォーム
おいくらでは不要品の一括査定を行いまして、届いた査定結果から買取り店を処分したい方が選択
するというようなもので、いわゆる環境と家計に優しい不要品処分というふうになっていて
広域組合としましては、こういった事業の実施についてどのように行われることが望ましいと考
えるか、お考えを伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 清野議員の再質問にお答えさせていただきます。

組合としましても、そういった再商品化という形で事業がされている自治体があるというのは存
じてございます。組合としましても、次の施設の更新の際とかに、そういったところでいわゆるリ
サイクルプラザといいますか、そういったものの施設が今後検討できるかなというふうに思っ
ておりますので、その際には検討したいと思っております。

以上です。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） どうもありがとうございます。リサイクルプラザという構想も今後あるかも
しれないということで、期待しているところです。やはり今まではごみをごみとして捨てていたと
いう、言えば当たり前なのですが、ただこれから資源循環をどんどん進めていく中では、ご
みというものはほとんどないのだと。可能なものは全部使うのだというような考え方が必要ではな
いかというふうに環境省も訴えているところですので、ぜひ今後施設更新等もあると思いますので、
積極的に考えていただければと思います。

それでは、今回は大きく3つ、主にごみ処理について質問させていただきましたけれども、最後
に管理者に全体を通じまして、私今回プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について、
2つ目に戸別訪問収集について、3つ目に粗大ごみの処理について質問させていただきましたが、
管理者の所感などあれば伺えればと思います。よろしくをお願いします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対する質問にお答えをさせていただきます。

先ほど事務局よりご答弁をさせていただきましたように、プラスチック類の収集に関しましては、
現在収集した廃棄物を焼却することによりごみの発電をしております。組合といたしましても、大
きな自主財源を確保しておりまして、売電の収入もありますので、その辺も関係するかと思います。
また、国の環境問題に対する取組につきましては、当然こういった時代ですから、今資源循環とい
う施策の中で、今回のプラスチックに係る資源循環の促進等の法律が施行されたことの重要性は、
理事でも十分承知してございまして、現状では今の収集、処理の方式がベターだというふう
に考えております。また、高齢者などに対しまして戸別訪問収集、粗大ごみの戸別収集につ
きましては、当

然高齢化社会ですから、ごみを運べないという高齢者もいらっしゃいますので、その辺につきましては今後の大きな課題だというふうに考えております。人口減少、少子高齢化の進展に伴った社会構造の変化、また多様化する行政需要の対応が、今後基本自治体であります市町の役割はますます増大してくるというふうに考えております。

その一方で、市町の財政状況は、人口減少もございまして、ますます将来にわたって財政不足が見込まれてくるというふうに思うのです。その中で、どうやって今度は国のほうが各地方のことを含めて対応していただくのかというのが大きな課題だと私どもでは思っております。サービスの維持、また向上を図っていくためには、今申し上げましたように行財政の基盤の強化が必要でございまして、そういった中で一部の行政サービスを複数の市町が共同して実施する広域行政は、行財政の基盤の強化、またあるいは区域を越えた広域的な行政需要に適切に対応することが必要だというふうに思っておりますし、有効な手段だというふうに思っています。

いずれにいたしましても、これからの時代は少子高齢化、様々な、このごみだけではなくて、全てのいろいろな方々に、いろいろな諸問題に関わってくるが多いかというふうに思います。また、各自治体におきましても、それぞれこの高齢化の中で、少子化の中では市町の財政がどうやって保っていけるのか。その中で、今度は広域の存在というものがどういうふうにあるべきかというものも検討していかなければいけない時代に入ってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 管理者、どうもありがとうございました。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小松穂波議員。

（1番 小松穂波議員登壇）

1番（小松穂波議員） 皆様こんにちは。1番、秩父市からの小松穂波でございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、日頃より秩父地域の広域業務に関心をお寄せいただき、また秩父夜祭を半月後に控え、大変お忙しい中、足をお運びいただき、誠にありがとうございます。そして、日々私たち住民の生活になくてはならない秩父広域市町村圏組合の事業を担い、私たち住民のためにご尽力いただいている職員の皆様に心から感謝申し上げます。また、今年度からし尿処理事業が加わり、秩父広域市町村圏組合の事業は拡充しています。秩父地域のインフラを支えるとても重要な機関であり、1市4町に暮らす私たち住民の生活を支えている大切な組織ですので、組合の現状と今後について今まで以上に真剣に考え、運営していく責務が構成自治体にはあり、私たち

住民も関心を持つことが重要だと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。本日の一般質問、私からは大きく分けて2つございます。まず、大きな1つ目は秩父斎場の現状と今後の在り方についてお伺いいたします。現在秩父斎場は平成28年10月に稼働を開始し、平成29年3月より本格稼働され、稼働開始から7年が経過しております。

そこで、(1)として秩父斎場の稼働率と今後の推移予想についてお伺いいたします。

続いて、(2)として改葬及び再火葬の現状と受入れについてお聞きします。

また、(3)として粉骨など新事業への展開についてお伺いします。

少子化や核家族化が進む現在の日本において、お墓の後継ぎ問題が深刻化しています。親族は、遠方に住んで帰省することができない。独り暮らしで高齢なため墓守が難しくなったなど、先祖をまつ大切なお墓の維持管理が難しく、墓守不足の問題に直面している人々がいます。また、現代時代背景の変化とともに、お墓を守る価値観や文化も変わりつつあります。墓じまいを検討、そして選択する人もいます。墓じまいとは、先祖のお墓から遺骨を取り出して墓石を撤去する一連の作業を指します。また、全国には無縁墓が多く存在しており、社会問題となっています。これは、少子化が一つの原因と考えられており、今後は若い世代もお墓の取扱いについて親と話しておくべき時代だと言われています。

従前の大家族の下では、お墓は家とともに代々長男が守っていくものという考え方がありました。ところが、昭和、平成、令和と時代が変化するにつれて核家族化が増えてくる現代では、若い世代を中心に子供がお墓を継いで守っていくという意識が薄れています。そのため、継承者がいたとしても、お墓の管理費を支払いたくない、お墓参りに行く時間がない、お墓の掃除が面倒などという理由で、お墓を継ぎたくないという人が増えています。加えて、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急速に都市部に流出し、現在まで続いています。過疎化した地域では高齢化が進み、お墓を管理する次の世代がいなくなっている現状があります。このような状況下で、従来の先祖代々の墓を維持していくことへの意識低下は当たり前になってきています。この流れは、今後急速に進み、今以上に問題視される懸案となることでしょう。

さて、(3)の質問の趣旨に戻りますが、現在お墓を管理していくにあたり、カロート、納骨堂へのスペースの問題もあると思われます。例えば秩父聖地公園地内のカロート、納骨室に納められる関東通常サイズの骨つぼは一般的には10体から12体、芝生区画ですと6体ほどになりますが、もしこれを粉骨加工して埋葬する場合は4分の1から5分の1程度となり、埋葬数量を増やすことも可能です。また、改葬や墓じまいなどの際にも、再火葬の必要がなくなります。秩父地域の公営墓地は、秩父市にある秩父聖地公園と小鹿野町にある小鹿野町やすらぎの丘公園の2か所と認識していますが、このような公営墓地管理事務所などと協調し、事業の周知などを行うことにより、秩父斎場の取組を多くの方に知っていただけるのではないのでしょうか。このことを踏まえて、秩父斎場

に粉骨事業を新たに加えられるかお尋ねします。

続きまして、大きな2番として、秩父広域市町村圏組合の人事についてお伺いたします。昨年の11月に行われた秩父広域市町村圏組合第3回定例会で、水道局の専門職である技術職職員の現状と強化の必要性についてお尋ねしましたが、今回は秩父広域市町村圏組合全体の人事についてお聞きします。

まず、(1)として組合全体の年齢別構成比及び事務局の年齢別構成比について。

そして、(2)として組合が所管する部署の年齢別構成比及び各技術職の年齢別構成比を教えてください。

続いて、(3)、最後の質問になりますが、組合人事の現状と課題について当局のお考えをお尋ねいたします。

私の壇上での質問は以上となります。再質問は、質問席にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 1番、小松議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、秩父斎場の現状と今後の在り方についての(1)、秩父斎場の稼働率と今後の推移予想についてでございますが、秩父斎場の令和4年度の稼働実績は日曜日及び年始の1月1日、2日を除き、312日開場をしました。このうち、火葬を行わなかった日は2日のみでした。火葬件数は、令和3年度が1,638件、令和4年度が1,737件で99件増加してございます。秩父斎場は、1日当たり12件の火葬を行いますので、令和4年度の開場日数の312日から換算しますと、年間3,744件の火葬が可能となります。令和4年度の火葬件数が1,737件でございますので、稼働率は約47%となります。

次に、今後の推移予想ですが、平成元年度の火葬件数1,116件と比較しますと約1.5倍、20年前の平成14年度の火葬件数1,252件と比較して約1.3倍に増えていますが、大幅な増加とはならず、平成19年に策定しました秩父斎場整備基本構想では2022年をピークに横ばいで推移していくと推計してございます。

次に、(2)の改葬及び再火葬の現状と受入れについてのご質問にお答えいたします。墓地、埋葬等に関する法律第2条第3項において、改葬は埋葬した死体を他の場所に移し、または埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に移すことを言うとして規定されています。墓地、納骨堂から家が遠い、継承者がいないなどの理由により、現在お骨が納められている墓地や納骨堂から他の墓地や納骨堂にお骨を移すことを改葬、また墓地や納骨堂に納めているお骨をもう一度火葬することが再火葬となります。改葬の際の再火葬が必要となるケースは、まず遺骨が焼かれていない場合で、個人が亡くなった後、その遺骨を焼かれないまま埋葬した場合には改葬する際に火葬を行うことがあります。具体的には、戦時中に埋葬された場合や、火葬ではなく土葬したケースなどが

該当します。その当時は、現在のように火葬場が整備されていないなどの状況であったことが大きく影響しているようでございます。また、日本は火葬が義務づけられているのではなく、土葬による供養も可能です。土葬そのものが墓地、埋葬等に関する法律で禁止されているわけではございませんので、現在も土葬している地域があり、土葬で供養するケースも見られるようです。しかし、実際のところは墓地や霊園などに埋葬する際に、遺骨については条例や墓地、霊園の規則などによって火葬されることが前提となっております。そのため、火葬が済んでいない遺骨につきましては、再火葬してもらうことが必要のようです。

もう一例が、墓じまいを行う際にもう一度火葬するケースとなり、お墓の中に遺骨が入った骨つぼが増加する対策として行うことがあり、再火葬を行うことで全体的な遺骨の容量を軽減するためなどに行うようです。このような改葬についての秩父斎場の過去5年間の実績は、昨年度、令和4年度はゼロ件、令和3年度に4件、令和2年度に2件、令和元年度に1件、平成30年度に1件という状況でございます。改葬の際は、改葬許可書の提出が必要となります。この改葬の許可申請は、現在お墓のある市町村が窓口となります。

次に、(3)の粉骨などの新事業への展開についてのご質問にお答えをいたします。粉骨は、新しい供養の形であるため、親族の中にはお骨を砕くのはちょっとと心理的な抵抗を感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、遺骨を粉骨することで納骨のスペースが小さくて済むことや、ペンダントに入れたり、アクセサリーや陶器に加工して供養するなど、供養の方法の幅が広がるようでございます。今後火葬や葬儀をはじめ、議員のご指摘のとおり、お墓を維持していくためには家族や親族がお墓を引き継いで管理する必要がございます。特に、遺族や親族が遠方に在住している場合や今後引き継いでいく人がいない場合は、お墓を誰も管理できなくなる可能性があります。このようなことから、遺骨の全てまたは一部を自宅や専用のケースに入れて身につけるなど、身近なところで保管して供養する手元供養や、粉骨にして野山や海にまく散骨、または寺院や公営墓地の納骨堂に納骨し、供養する永代供養などの供養方法が時代とともに変わってくることも予想されます。このようなスタイルの変化とともに、住民からの粉骨の対応の要望が出されたり、あるいは葬祭業者をはじめ、民間業者が粉骨事業を開始することも考えられます。民業との兼ね合いもございまして、今後調査研究を進めていくとともに、公営墓地の秩父聖地公園や小鹿野町やすらぎの丘公園とも情報共有を図ってまいりたいと存じます。

次に、大きな2番の秩父広域市町村圏組合の人事についてでございます。この質問のうち、(1)、組合全体の年齢別構成比及び事務局の年齢別構成比と、(2)、組合が所管する部署の年齢別構成比及び各技術職の年齢別構成比につきまして、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

初めに、組合の職員数でございますが、令和5年4月現在で申し上げますと、再任用職員16人と会計年度任用職員3人を除いた常勤職員は257人でございまして、内訳は事務局が42人、消防が

173人、水道局が42人でございます。また、年齢別の構成は50歳代が61人、40歳代が50人、30歳代が82人、10歳代と20歳代を合わせて64人ございまして、30歳代が若干多くなっておりますが、組合全体では各年代ともおおむね均等に在籍をしております。これは、職員数の約7割を占める消防職について、長年にわたり継続的な採用を行ってきたため、年代間の職員数が平準化されていることによるものでございますが、事務局と水道局のプロパー職員43人に限りますと、50歳代が16人、40歳代が4人、30歳代が10人、10歳代と20歳代を合わせて13人となっており、40歳代が4人と極めて少ない状況でございます。この40歳代の4人のうち3人は水道局職員でございまして、市町等から組合へ転籍をしました2人と採用3年目の技術職の職員でございます。また、もう一人は事務局の事務職でございまして、今年度中に50歳となります。事務局では、この職員の次は37歳に1人、34歳に1人がおりますが、年齢的に15歳ほどの間に職員がほとんど在籍しない空白期間がある状況でございます。水道局も、先ほどの40歳代の3人の次は37歳に1人、36歳に1人、その下はさらに空きまして30歳に1人でございます。この30歳から50歳までの20年の間は、6人のプロパー職員が在籍するのみでございますので、この年代が非常に少ない点は事務局と共通しております。これを補うように、事務局及び水道局では組織の職層を維持するため、また技術を継承するため、市町や県から41人を派遣いただき、組織が成り立っている状況でございます。

次に、技術職に着目しますと、プロパー職員が19人、派遣職員が5人の合計24人在籍しております。内訳は事務局に6人、水道局に18人でございます。このうち事務局では4人が50歳代、2人が30歳と31歳でございまして、50歳代4人のうち3人は3年後の年度末までには退職となり、クリーンセンターなど各施設を維持管理できる職員の育成が急務となっております。また、水道局の技術職18人では、50歳代に6人、40歳代に1人、30歳代に3人、20歳代に8人の技術職が在籍し、平成28年の水道局発足以降に採用された経験年数の短い職員が主体でございまして、市町から派遣された技術系の職員により技術継承を進めているところでございます。なお、技術職の採用が難しい状況を踏まえ、組合では事務職で採用された職員について、技術的な業務の実務経験を積ませ、技術職の不足を補っている状況でございます。

いずれにしても、事務局、水道局とともに秩父地域の社会的なインフラを支える事業が主であるため、これら技術的な知識や技能を持った職員の育成と確保が大変重要でございます。

続きまして、3、組合人事の現状と課題についてお答えをいたします。まず、組合人事における現状でございますが、事務局及び水道局につきましては、先ほど申し上げたように30歳代と40歳代のプロパー職員が非常に少ないため、各市町から職員の派遣を受け、組織を維持しているところでございます。この30歳代と40歳代が少ない状況は、特に事務局で深刻でございまして、現在課長補佐級以上の職を担っております50歳以上のプロパー職員11人のうち6人が来年度、令和6年度末までに60歳を迎え、さらに5年後までに3人が、8年後までに全員が60歳を迎えることから、管理職として勤務することはできなくなります。この50歳代より若い職員は、先ほど申し上げましたよう

にほとんど職員の存在しない15年間があり、その下も20歳代から30歳代前半までの職員となっております。このため、プロパー職員のみで見た場合、5年先には事務局は20歳代から30歳代までの職員と42歳が1人、50歳代の4人のみとなり、中間層から幹部職員までの職員を市町からの派遣などにより確保しなければ組織を維持することが非常に困難になると考えられます。

具体的に申し上げますと、事務局ではし尿関連の課所を除いた場合、課長以下8人の課所長が必要でございますが、一度に5人が60歳を超える再来年、令和7年度には、課所長の職を維持することが不可能になるおそれがあると考えられます。また、現在課所長をすぐ下でサポートしている職員、言い換えると組合事業に一定程度の知識や経験のある主査級から課長補佐級に相当する職員の年齢層がプロパー職員がいない15年間に当たりますので、令和7年度以降はこれら課所長をサポートする立場の職員が極めて少なくなるものでございます。

なお、水道局においては派遣職員の比率が高く、職員の採用により徐々にプロパー化を進めておりますが、プロパー職員が非常に少ない30歳代と40歳代の職員の補充ができなければ、早晚事務局と同様の状況になることが考えられます。この30歳代、40歳代のプロパー職員が少ない理由でございますが、組合では平成7年度から平成22年度までの16年間にわたり事務職と技術職の採用をしなかったことによるものでございます。このため、技術継承が必要と言われる技術職だけでなく、事務職においても特に知識の積み上げや経験等が必要なため、一定期間担当することが望ましいとされる人事や財政などをはじめとする各事務においても、事務を継承する後輩職員が長期間にわたり存在しなかったため、これらの事務の経験者は既に50歳中盤から後半となり、残された時間も限られておるところでございます。

次に、消防につきましては、今後の消防、救急体制の維持を図る観点から、現場業務には体力的に活動が期待できる40歳代までの職員が望ましいところでございますが、今年度から段階的に行われる定年引上げでは、60歳以上の高齢職員が徐々に増える見込みでございます。消防では、これら的高齢職員につきましては、原則として本部や署の事務的な業務などに充てる予定でございますが、現場業務とは異なり、業務に苦慮するケースもあるようでございます。このため、中長期的には比較的若いうちから事務局など出向させ、事務の経験を積ませる検討も進めておるところでございます。

以上のことから、組合が抱える人事的な課題に対する対応策としまして、事務局においては組織を見直し、行政サービスの質を低下させることなく、課所の統廃合や再編などにより効率的に課所長の人数を減らせるか検討を進めておるところでございます。また、主査級程度の比較的若い消防職員を事務局などに一定期間出向させ、事務の経験を積んだ上で、消防の総務、予防、警防の事務を担当する職員を育てるとともに、本人の希望にもよりますが、事務局を支える職員に育てることも必要であると認識しております。さらには、職員採用の面からは、現在技術職で実施しております職務経験者の採用を事務職にも広げ、先進事例を参考としながら、即戦力となる人材の確保がで

きる職員採用の検討を進めております。また、これらの対応策により、組合、特に事務局と水道局の人事的な課題解決に向け努力を行うとともに、各構成市町にはこのような組合の実情をご理解いただいた上で、組合への職員派遣の在り方を改めてご検討いただくようお願いしていく所存でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ここで、1番、小松議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、小松穂波議員の一般質問を続けます。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。事務局長、ご答弁いただき、ありがとうございます。私の一般質問させていただいた内容、大きく分けて2点ありました。秩父斎場の現状と今後の在り方について、そして秩父広域市町村圏組合の人事についてということでお話しいただきました。

まず、斎場の現状と今後の在り方、稼働率及び改葬及び再火葬への現状と受入れ、おおむね分かりました。大体半数というか、稼働率が半分ということでお話をいただきました。これがいっぱいになってしまうようですと、とても危険なこと、大変なことだと思いますので、今の状況はすごくいいバランスなのではないかなということでも個人的には考えています。ただ、受入れに若干余裕はあるかと思えます。秩父1市4町の方以外の方でも受け入れている現状はあると思えますが、今後こういうすばらしい斎場ができたと喜んでいる住民の方多くいらっしゃいます。また、こういうところがあるのだということももう少し周知をしていただいて、秩父地域外の方にお伝えいただくことをもう少し周知など考えていただければなど、私個人的には思っております。

そして、3番の粉骨の新事業への展開ということでお話しいただきました。こちら実は私前回の秩父市議会、9月の市議会のほうで新しい納骨堂の設置などはどうお考えかということで一般質問、秩父聖地公園の管理事務所のほうに投げかけております。というのも、今現在秩父聖地公園の管理事務所のほうの納骨堂というか、合葬墓のほうなのですが、墓じまいが済んだ方たちだったり、もともと聖地公園のほうに墓地をお持ちの方の墓じまいだったり、そういうところのものなのですが、また収容数が大きくなった方たちが収容される、昔の方たちですね、先祖の方たちをそちらの合葬墓のほうにということなのですが、その合葬墓の形状というのが、大きな穴の中にお骨をそのまま

骨つばから出して、ざらざらという形で、みんな個人が特定できないようになるものでした。

それは、百歩譲ってしょうがないなと思うのですが、生きている我々がいずれはそうなるのではないかと思ったときに、自分の将来というか、自分の、しょうがないという過程ではあるのですが、ちょっとそこら辺が納得できないところもございまして、また現状秩父でも名家と言われるところの方も、秩父のほうの後継ぎがない問題ですとか、またそうではなくて、私は今主人がもともと秩父の人ではなかったんで、お墓を持たないところに嫁いで、そして子供がいない現状です。そうしたところ、お墓を持った後にどういう方たちに管理していただくのかということが非常に大きな問題になってきます。そのような方たちがたくさんいらっしゃるのです。そういうような方たちがお墓を持ったとして、その後こういう公営の墓地に入ったとして、その後のことを考えたときに、このような粉骨の状態にさせていただいて、こちらの間お話ししました、こちら市のほうの一般質問でお話ししました新しい納骨堂に納めていただくことによって、何万体、何十万体という、秩父には土地がありますので、納めることが可能なような気がします。都内の墓地、寺院などではもういち早くこのような受入れはされておりまして、私の知り合いの秩父市内の方も、ご両親がもともと秩父ではなかったんで、そのような形をして築地の本願寺のほうに納めたという方も何人か知っております。

そのような形は、秩父の中では、寺院との兼ね合いで大変難しいとは思いますが。ただ、外側から秩父市外の方を受け入れるに当たっては可能なのではないのでしょうか。そうしたときに、秩父市だけではなく、これは寺院の関係、そして1市4町のお墓事情にも関わることだと思います。先ほどもお話ししましたように、お墓のカロートの中に納骨する柱数というのは限られています。その中で、粉骨の処理を行ったものであれば、4倍、5倍、6倍のスペースができるということで、先祖代々の墓をそこで継続するというのも可能になってきます。そのようなメリットはあるかと思えます。それをこの粉骨作業に当たって、今私も少し調べたところによりますと、いろんな地域で民間の企業の方々というのは粉骨のサービスというか、されているところはあります。ただ、公営のところでは斎場での粉骨というのはまだ限られたところ、本当に少ないところになっています。

先ほど事務局長の答弁の中で、民業との兼ね合いということでお話しいただきました。現在秩父の中で民業で粉骨をされているというか、そういう事業をされているところはございません。いち早くこちら、例えば斎場で取り入れたとしても、それは民業の圧迫には当たらないのではないかなと、私個人の考えでございまして。というか、こういうものは公的なところが先陣を切ってやることによって周知徹底、そして理解が深まるのではないかなというところも予想されます。秩父では、こういう事業もされているということで、広くいろいろな選択肢を持てるような気がします。ですので、ぜひお考え、ご検討いただければと思います。

これからの時代、自治体も稼がなければいけない時代になってきています。それは、財源確保という意味で、財源確保することによって事業の展開がスムーズになり、皆さんご存じだと思います。

が、住民の暮らしも豊かになります。その旨、その考えの下、やはりこういう広域行政も人の死でお金を稼ぐなんてと思われるかもしれませんが、需要があることも確かです。秩父市内、1市4町でないとお考えになったとしても、都会に行けば需要がございます。それは、その波はいつかこちらの秩父1市4町のほうにも波及してくるものだと思います。いち早く、別にこれを主にやれということではなく、こういう設備を持っているということで、将来に向けての投資になるのではないかと考えて、私のほうは質問させていただきました。こちらのほうの再質問はございません。思いの丈をお話しさせていただきました。ありがとうございます。

そして、大きな2番、秩父広域市町村圏組合の人事についてなのですが、こちらのほうでは再質問させていただきます。事務局長からいろいろお話しいただきました。私もメモが取れないほど、いろいろお話しいただいたのですが、おおむね50代以下、30代までのプロパー職員が極端に少ないというお話をいただいております。私は、平成5年の4月に秩父市役所採用になっております。その後、平成6年に岩田さんですとか加藤さんですとかがお入りになった記憶はございます。たしか、その後、広域の事務局のプロパー職員って新しい方の記憶がないのです。お聞きしたところ、16年間職員採用がなかった。そのことについて、どうしてこの16年間にわたって職員採用がなかったか、この背景についてまず一つお伺いさせていただこうと思います。よろしく願いいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 小松議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいまの16年間事務職、技術職採用しなかった理由でございますけれども、この16年間は先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、平成7年度から平成22年度まででございます。この間、平成11年から平成22年まで、基礎自治体の財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を促進するいわゆる平成の大合併が行われたところでございます。既に年数がたっており、詳細は分かりませんが、秩父地域におきましても市町村合併が議論される中、合併により職員数に余剰が出るであろうとの状況から、組合では独自の職員採用を行わず、職員交流のため市町からの職員派遣をすとの判断がなされたようでございます。

なお、その後、秩父地域の市町村合併の進展と合わせて、平成18年に施行された簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律などにより、全国的に地方公務員数の削減が掲げられ、構成市町の職員数が減少することとなりました。このため、組合で職員採用を行わないまま、職員の定年退職等によるプロパー職員の減少が進んだ場合、当時の派遣職員数を上回る職員の派遣を市町に求めることは困難であるとの判断がなされ、住民サービスを低下させることがない組織づくりのため、平成22年度から職員採用を再開したものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 小松でございます。ありがとうございました、事務局長。

市町村合併、平成の大合併のあおりということだと思っておりますが、そのときからということ、今構成自治体、管理者、あと今ここにいらっしゃる理事の方はそのときにいらっしゃらなかったと思うのですが、そういう立場の方々がちょっと待てよということで、組合の方々にということで、今のお話で読み取れました。合併はしたが、合併をした後には全国的な流れで職員を減らす流れに至って、結局こちらのほうの広域市町村圏組合のほうの職員が不足してしまったという流れだったと思うのですが、これすごく大変なことだと思っております。16年間のブランクというのはとてつもなく長いものでして、先ほど来もお話ししていただいているように、これから次の世代を育てていく職員がまずいなくなることは明確ですし、そして今秩父広域を守っていらっしゃるこちらの管理職の方々の年齢が50代から60代だと思っておりますけれども、そういう年代がいなくなる。40代、30代の方が、もしかするとそういう業務を担っていかなくてはならないということ、すごく今考えただけでも私どもちょっとぞっとするのですが、これに対して構成市町である1市4町からの派遣の必要性はどのくらいあるのかということと、また職員の不足が予想される部署の、先ほど16年間職員採用がなかったとおっしゃいましたが、今後約20年間ぐらいの推移予想のほう、もし分かりましたら教えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 小松議員の再質問にお答えさせていただきます。

職員が不足する部署の今後の推移でございますけれども、組合では今後を見据えて令和5年度から令和19年度までの15年間にわたる職員数のシミュレーションを行っております。ご質問の20年間には至りませんが、このシミュレーションが示すところをご説明いたします。なお、シミュレーションにおいて、派遣職員は令和5年度と同じ年齢の職員が派遣されたと仮定しております。

まず、事務局でございますが、し尿処理事業を除いた職員数は30人でございます。年代別の職員数は、今年度、令和5年度は50歳代が16人、内訳は派遣職員が4人、プロパー職員が12人でございます。この16人のうち課所長以上が8人、斎場長の兼務職員を含む課長補佐級などの職員が8人となっております。また、40歳代が1人、30歳代が9人、30歳未満が4人でございます。5人が一度に60歳を迎える令和7年度には、課長職以上の幹部を担うと想定される50歳代が10人、40歳代が2人となります。このうち50歳代のプロパー職員は6人となりますので、職員構成によっては所属長または主査級から課長補佐級の不足が懸念されます。5年後の令和10年度には、50歳代が8人、うちプロパー職員4人、40歳代が3人、10年後の令和15年度には50歳代が5人、うちプロパー職員1人、40歳代が8人、最終年度の令和19年度には50歳代が5人、うちプロパー職員1人、40歳代が9人となる見込みでございます。50歳代のプロパー職員に着目しますと、今年度の12人から令和10年度頃にかけて一気に減少し、その後も徐々に減りながら、令和14年度以降には1人ほどになります。

次に、水道局でございますが、プロパー化を進めるため、派遣職員を2年ごとに2人ずつ減らし、また秩父地域水道事業広域化基本計画に基づき、施設統廃合が進んだ場合を想定したシミュレーシ

ョンを行っております。今年度の職員数は42人でございまして、年代別の職員数は50歳代が14人、内訳は派遣職員8人、プロパー職員6人でございます。この14人のうち課所長が8人、課長補佐級などの職員が6人となっております。また、40歳代が6人、30歳代が11人、30歳未満が11人でございます。広域化基本計画で施設統廃合が完成するとされる令和8年度には職員数が35人となり、50歳代が12人、40歳代が4人となり、このうち50歳代のプロパー職員は5人となります。その後、令和10年度には50歳代が8人、うちプロパー職員が2人、40歳代が4人となり、シミュレーション上では令和18年度にプロパー化が完成し、最終年度の令和19年度には50歳代が4人、40歳代が8人となる見込みでございます。水道局においては、50歳代のプロパー職員は今年度の6人から令和10年度頃に向けて減少し、その後は2人、3人程度で推移することになります。

なお、シミュレーションの対象とした令和19年度までの15年間において、主査級から課長補佐級を担うこととなる両局の40歳代以下のプロパー職員は全員が組合で採用を再開した平成23年4月以降の採用職員でございまして、23人でございます。このうち採用6年目以内の職員が18人でございますので、事務局や水道局の世代交代が急速に進む中、次世代を担う職員として成長させることが喫緊の課題でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 小松でございます。ありがとうございます。

いかがでしょうか。びっくりしました。このままですと広域行政が立ち行かないということは、今聞いていただいた方々なら全てお分かりになると思うのです。私もこんなにひどい状況だということを改めてというか、痛感しております。そのためには、1市4町、管理者をはじめ、理事の皆さんが広域市町村圏組合は自分の市町の中の一つの組織だと考えていただいて、やはりそちらのほうの事業展開をぜひとも行っていただきたいと思えます。

そして、技術者の方も少ない。技術者の方を育てるのには、1年、2年では当然難しいことだと思います。私も秩父市の水道部に一番初めに配属されまして、そのときにはプロパー職員、本当に秩父市の水道部で全て賄えるぐらいの技術を持った職員が大勢いらっしゃいました。もう今考えてみると、私の親ぐらいの世代の方々です。そういう方たちがどんどん、どんどん退職されて、次の世代を担う方もいらっしゃったのですが、そこら辺がやっぱり普通の管理職になったり、一般事務のほうへの異動も行っていたり、いろんな時代の理由はあったにせよ、少なくなってきたことは肌で感じておりました。技術職だけではなく、こちらの広域の中核を担う事務の本部の方たちの人材不足というのはもう放っておくことはできないことだと思います。この場で私も説明させていただいたのは、私もそうですし、一般の方々、そして今広域でここに来ております16人の議員、そして1市4町の議員の皆さんにもこの実情を分かっていたいただきたいと思うことから、今回このような質問をさせていただきました。

また、プロパー職員が急務であることは承知しておりますが、実際プロパー職員がいないことが事実ですので、本当そちらのほうは管理者はじめ理事の皆さんに強くお願いいたします。そして、消防に限っても、今の状態では7割が消防職員だということですが、定員をオーバーしているわけではなく、まだまだ定員が足りないような状態です。そのような消防の職員の方から事務局への異動というか、言い渡された職員は非常にびっくりすることだと思います。消防職というのは、本当一般事務職とは異なり、特殊な職種ですので、事務ができるにこしたことはありません。若いときに事務局へ派遣されたとしても、その後は消防職場で頑張りたいという職員がほとんどだと思います。ですので、そういった道筋をきちんと立てていただいて、消防職員の入ったときの、入所したときの思いを忘れさせないためにも、そういう方たちの希望をちゃんと聞いた人事を行っていただきたいと切に思いまして、私のほうからお話しさせていただきました。

最後に、こちら私のほう今回2点質問させていただきました。管理者のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 小松議員の私に対する質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、秩父斎場の現状と今後の在り方についてでございますが、少子高齢化や過疎化の影響や、また時代におけるライフスタイルの変化によりまして、火葬、葬儀、そして供養の在り方も変化するものと感じております。粉骨事業につきましては、圏域住民からの需要を考慮する必要があると考えております。しかし、秩父斎場の安定した運営を継続するためには、新たな財源を確保することも必要であると十分に認識してございまして、また斎場は亡くなった方と生前の姿でお別れできる最後の場所であることを認識し、適正かつ親切丁寧に運営をしてまいりたいと考えております。特にご遺族の方々に寄り添った斎場でありたいというふうに思っております。

次に、組合の人事でございますが、先ほど事務方から説明のありましたとおり、多くの課題があると認識しております。特に事務局におきましては、16年間にわたり職員採用を見送ったことにより、一定の年齢層のプロパー職員の不在と、現在管理職を担うプロパー職員の多くが今後短期間のうちに60歳を迎えること、また管理職不足になるなどの対応が急務であるということは今お話しがあったとおりでございます。また、水道局におきましても、事務局と同様に中堅のプロパー職員が非常に少ないこと、またプロパーの技術系の職員に対する派遣職員からの技術継承を引き続き進めることが必要だというふうに認識してございます。以上のことから、事務局における組織の見直し、消防職員の事務局などへの出向、そしてまたさらには事務職における職務経験者の採用などの新たな取組を検討するよう指示したところでございます。また、これらと合わせまして、組合のプロパー職員の状況を踏まえ、各理事とともに職員の派遣について協議を進め、また広域組合の諸事業が滞ることのないように進めていきたいというふうに思っております。

また、もう一つには各市町で、また年齢層の若い方たちの経験を踏ませることも含めて、ある意味では交互に派遣をしながら経験を積ませるとか、私どもは秩父市におきましても1か所に滞在する、固定化するような職員の人事が今まで行われておりましたので、特に事務職は幅広く経験を積ませて、オールマイティーのような職員を養成していかないとこれからの時代は大変だというふうに思っております。また、そういう中でも、できるだけ広域はプロパー職員が育てていただいて、派遣職員ではなくて、将来的には広域の中でプロパーの人たちがしっかりと広域を背負う、担っていただけるような組織に変えていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 管理者、ありがとうございます。管理者のほうからも力強くご答弁いただきました。事務職に対して、横断的な派遣を必要としますので、ぜひとも1市4町の理事を含め管理者、先ほども私もお話ししました自分のところの組織の中の一つの機関ということで捉えていただいて交流をしていただきたいと思います。

そして、ここ15年から20年の間、かなり難しい時期があります。それを支えるのは、やっぱり1市4町がなくてはならないことですので、ぜひともそちらを強く要望させていただきます。技術職においては、やはり1年、2年ということではなく、長く育てるという観点を持って水道行政、そして事務局でも技術職が必要ですし、またそれを消防でもし尿処理でも同じことだと思えます。温かく育てていただければなと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員の一般質問を終わります。

次に、7番、木村隆彦議員の質問を許します。

（7番 木村隆彦議員登壇）

7番（木村隆彦議員） 皆さん、こんにちは。お昼の休憩に入るかと思って、荷物をしまおうと思っていたところで、引き続きということなので、引き続き一般質問をやらさせていただければというふうに思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、本日はごみ処理についてお伺いをいたします。（1）として、新たな生活用品、リチウムイオン電池の処理方法についてお伺いをいたします。昨今生活用品がコードレス化等により便利になりました。携帯電話やパソコン等のリチウムイオン電池を使用し、充電式のものが増えています。その構造とリチウムイオン電池を使用した商品が数多く出回っております。

ウィキペディアによりますと、リチウムイオン電池は現在リチウムイオン二次電池は携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオ、携帯用音楽プレーヤーをはじめ、幅広い電子機器に搭載され、2010年には二次電池市場は1兆円規模に成長しました。小型で軽量の二次電池を搭載する

ことで、携帯用のIT機器の利便性は大いに増大し、迅速で正確な情報伝達と、それに伴う安全性の向上、生産性の向上、生活の資質改善などに多大な貢献をしています。また、二次電池はエコカーと呼ばれる自動車、EV、HEV、プラグインハイブリッドなどや鉄道など交通機関の原動力として実用化が進んでおります。電力の平準化やスマートグリッドのための蓄電池装置としても精力的に研究がなされています。

航空分野では、アメリカのボーイング社の大型輸送機787型は、従来のガスタービンエンジンから得られる高温高压の空気をキャビンの与圧や空調に使用していたのをやめ、これを含む機体全体の電気系統は全てリチウムイオン電池で賄うようにし、これによって燃費の大幅な向上を実現させ、航続距離の大幅な拡大に貢献している。ほかにはロケット、人工衛星、小惑星探査機のはやぶさ、はやぶさ2、こうのとりの、国際宇宙ステーションなど宇宙開発分野、そうりゅう型潜水艦11番艦のおうりゅう、12番艦のとうりゅう、たいげい型潜水艦など艦艇にも搭載されていると記載されています。

今後ますますリチウムイオン電池の市場は拡大されていくことが予想されます。現代でもスマートフォンやノートパソコンやタブレットにも使用されています。その他、最近では家庭内ではロボット掃除機、自動で動く、例えばルンバとか、そういったものが日常生活の中で多く生活用品として開発をされています。大きいものでは、電動機付自転車や電動バイクもあります。ちょっとした便利グッズでは、夏の暑い時期に作業着として利用されるファンを使用した上着や今年の夏大流行のハンディファン、いわゆる手持ちの扇風機、これから寒い時期には断熱ベスト、その他にはモバイルバッテリー、デジカメ、電気工具、電気シェーバー、電動歯ブラシ、テレビゲーム、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等に使用されている。そのほかにも多くの生活用品にリチウムイオン電池が使用されています。リチウムイオン電池を使用していることを知らずに使用している方が多いのではないかと考えております。

現在広域組合では、リチウムイオン電池を使用している電子タバコの回収は行っておりますが、他の商品については広域のホームページに掲載されているものもありますが、社会の変化により掲載されていないものも多くあります。それらをどのように処理してよいのか疑問に思うところがあります。そこで、処理方法を具体的にお伺いをいたします。

次に、処理方法の周知についてお伺いをいたします。リチウムイオンを使用されている商品の使用後の処分方法を広域として住民に周知させることが必要だと感じております。広域のホームページから検索していくと、処理方法が掲載されています。また、2022年の2月の情報では、ホームページで環境省のチラシで処理方法が掲載されていましたが、もう少し細かく具体的に処理方法を周知する方法が必要だと考えます。今後も広域組合として知らないうちに使用している住民がいる中で、どのように対応するのかお考えをお伺いをいたします。

以上で壇上での質問を終わります。再質問は、質問席にて行います。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩させていただきます、13時から再開とさせていただきます。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、木村隆彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 7番、木村議員からのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、新たな生活用品、リチウムイオン使用製品、こちらいわゆるリチウムイオン電池、バッテリーなどの処理方法でございますが、これらの製品につきましてはほとんどが小型家電製品として、不燃ごみの収集日に透明または半透明の袋で排出が可能となります。このうちスマートフォンや折り畳み式などの携帯電話は販売店にお持ちいただくのが安全な処分方法ですが、ごみとして排出する場合にはスマートフォンと携帯電話は小型家電製品で排出していただき、タブレット端末につきましてはPCリサイクルマーク、こちらのマークが貼付されたタブレットはメーカーによって無料で回収、再資源化が行われますので収集の対象外となりますが、マークがないタブレット端末は小型家電製品として排出が可能となります。また、ロボット掃除機やハンディファンにつきましても小型家電製品として排出が可能となります。なお、電動アシスト自転車のバッテリーは直接環境衛生センターへ持込みをお願いしてございます。

これらのリチウムイオンなどを使用した小型充電式電池の電池単体の回収は電池メーカー等が会員となって設立された一般社団法人JBR Cのリサイクル協力店で実施しており、店舗に設置された充電式電池リサイクルボックス缶等で回収をしておりますので、そちらに持ち込んでいただくことをごみカレンダーではお願いしてございます。しかしながら、現在秩父地域における回収協力店が秩父市内には3店舗、小鹿野町には1店舗という状況から、住民の利便性や、より安全に処理いただくため、電話等で処理方法の問合せがあった場合には小型充電式電池が取り外しができる製品につきましては小型充電式電池を取り外し、小型充電電池を乾電池と一緒に排出していただき、機器本体は小型家電製品として排出くださいとお願いをしております。また、小型充電式電池を使用した小型電子機器の中には、充電式電池が取り外せない電池一体型のももございますが、そもそもこれらにつきましてはリチウム電池などの小型充電式電池が使用されているか判断ができないものもあるかと思いますが、基本的には小型家電製品として排出いただいで結構となります。このよう

なことにつきましては、来年度のごみカレンダーのスペースにも限りがありますが、掲載できるように現在レイアウト等の調整を行っているところでございます。

続きまして、(2)の処理方法の周知についてでございますが、リチウムイオン電池等を使用した製品の処理方法の周知については、まずは各ご家庭に配布されます令和6年度のごみカレンダーに小型充電式電池が取り外しできる製品の機器本体と小型充電式電池の排出方法を新たに掲載する予定でございます。議員ご指摘のとおり、リチウムイオン電池などが使用されているのかどうか分からない住民が多いことから、組合の広報紙や各市町への広報紙の記載など、住民の方に分かりやすい形での周知を考えていきたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。本当にご丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。答弁内容を聞いていますと、本当にわけが分からなくなるように、どのように処理していいのかというのが非常に難しいのかなと。高齢化時代においてそういったものを処理するのに大変ではないかなというふうには思っております。

そこで再質問をさせていただきますが、リチウムイオン電池が使用されている夏場の暑いときに着るファンのついた作業着や、それから冬場にこれから寒くなったときに着る断熱ベスト等はどのように排出するのか。例えば充電機能の部分を切り取って燃えるごみとして排出するのか。現状そのまま排出できるのか、改めてお伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 木村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

ファン付ベストにつきましては、ファンとバッテリー、空調服用の作業着の3点が別売りのようですので、ファンについては小型家電製品、バッテリーは乾電池などと一緒に処理、ベストは資源ごみの布、衣類として排出が可能となります。また、先ほど言われたヒーター付ベストにつきましては、ヒーターが生地に埋め込まれているタイプと電熱線などを取り外せるタイプがあるようでございますので、前者につきましては不燃ごみとして、後者は取り外した電熱線は小型家電製品、ベストは資源ごみの布、衣類として排出が可能となります。なお、双方ともACアダプタは小型家電製品として排出が可能となります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。ありがとうございます。

続きまして、再質問を行わせていただきますが、今後の新たな商品開発がされることにより、知らない間にリチウムイオン電池を使用した商品が出回ってくるのではないかなというふうに思っております。使用マークというのはいろいろ、三角形のような規定された図が載っていて分かる

と思いますが、しかしながら高齢者になると、それらを知らぬ間に、分別しないで燃えないごみとして排出する可能性があるというふうに考えております。危険物として回収した場合のその危険性についてお伺いをいたします。また、広域での今までには事故がなかったのかどうか、改めてお伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 木村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

小型充電式電池は、破損や変形、圧縮により激しい発煙、発火が起こるため、取扱いには十分な注意が必要となります。特にこうした電池が様々なごみと混ざって捨てられた場合、発煙、発火する危険性があることが全国的に問題となっております。特に可燃ごみに混ざって排出された小型充電式電池が押し潰され、充電式電池内でショートを起こすことによりまして、収集車や処理施設での発煙、発火するという危険性がございます。幸いにして、組合では小型充電式電池が原因と思われる火災事故は発生しておりませんが、近隣の自治体での例でいきますと、令和2年に上尾市の西貝塚環境センターの破砕処理施設で事故、令和4年1月には坂戸市の収集車で火災事故が発生しているような状況でございます。このような大事故につながる危険性がありますので、未然防止に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

こういったものを捨ててしまうというのは、悪意であるわけでは、故意ではないわけですから、知らない間にそれに混ぜて捨ててしまうと。そういった中で、このような事故が起きる可能性というのが秩父広域でもあることではないかなというふうに思っております。そういった中で、やはり今現在多くの生活用品にリチウムイオン電池が使用されていて、今後の技術発展により電池の使用がかなり拡大してくるのではないかなというふうに思います。それらに対応した処理が必要になると考えられますので、それらの処理を製造業者が行うのか、それともまた販売業者が行うのか。広域組合として処理するものと選別をして、しっかりとそういった線引きが必要ではないかなというふうに思いますが、広域としてはその辺についてどのようにお考えだか、改めてお伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

小型充電式電池は、使い切りの電池とは異なりまして、充電して繰り返し使える小型で軽量の電池でありまして、リチウムイオン電池やニカド電池、ニッケル水素電池などがあります。小型充電式電池は、主な材料としてニッケル、カドミウム、コバルトなど希少な資源が使われていることから、平成13年4月、資源有効利用促進法により指定再資源化製品に指定をされまして、小型充電式

電池の製造メーカーや小型充電式電池を使用するメーカー、それらの輸入業者などに回収、リサイクルが義務づけられております。しかし、使用製品の利用者は、その製品が小型充電式電池使用製品であることを知らなかったり、使用製品から小型充電式電池を取り外すことができなかったりすることや、秩父地域における回収協力店が少ないことが地域の収集に排出せざるを得ない状況と推測をしております。まず、製造者としては使用製品への識別マークの表示義務や小型充電式電池の取り外し方に関する情報提供の義務を、また販売者においては販売製品の店頭回収など、回収の義務化を確立することが望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） ご答弁ありがとうございます。

今回質問させていただいて、皆さん答弁もいただきました。しかしながら、やはり分かりづらいとか、住民にとってはそれは理解しづらいのではないかなというふうに思っております。乾電池に代わるものとして、やはりリチウムイオン電池を使用した二次電池がかなり多く今後使用されてくると思います。今後社会の変化に迅速に対応した処理が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。普通に生活していても、自然にリチウムイオン電池を使用して、使用後は燃えるごみ、燃えないごみと、そういった中で排出をしまっている。それによって収集車の事故にもなりかねないのではないかなというふうに思っております。やはりその都度対応が必要になるというふうに思っております。

今後さらに商品開発、いろいろなものが開発されて、身近なものとして、生活用品として使用されていくのではないかなというふうに思っております。今回いろいろ周知方法を検討していただけたと思うのですが、やっぱりそれらを随時更新していかないと、そういったものが難しいのではないかなというふうに思っております。今本当に自動車業界においても、電気や水素自動車、そういったものもあるし、太陽光パネルですか、ああいったものに対しても処分の規制が問題視されてくるのではないかなというふうに思っていますので、住民の方が新たな便利な生活をすればするほど、そういったリチウムイオン電池に係る製品が開発されてくるのではないかなというふうに思っております。ぜひ本当にその都度合わせたもの、そしてまた住民が理解しやすい、これが取り外せてこうなりますよというのもいいのですけれども、これはこういうふうにしてやってくださいって、具体的な処理方法も各家庭に回覧ではないのですけれども、そういったもので保存用として置いていただくのもいいのではないかなというふうに思っております。

私もホームページ見ました。なかなか難しいです。広域のホームページから小型家電ごみまで行くのに。それを分類するところまで行くには、3回ぐらいクリックしないとそこまで到達できない。そうしますと、高齢者、ましてパソコンやらない人にとしてみると、これはかなり煩雑な処理方法ではないかなというふうに思うので、こういったものはやはり早急に対応していただいて、だか

ら組合としてやるのか、それとも販売店に任せるのか、製造業者に任せるのか、そういったものはっきりしないと、多分リチウムイオンを回収したとしても、広域の収益にはどのくらいになるかという、本当分からないというふうに思うので、製造のそういった規制があるならば、そっちの場合はお任せするとか、そういった方法も一つの手段だと思うので、今後の広域のごみ処理の課題として質問をさせていただきました。質問としては以上でございます。ありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員の一般質問を終わります。

次に、6番、赤岩秀文議員。

（6番 赤岩秀文議員登壇）

6番（赤岩秀文議員） 皆さん、こんにちは。6番、秩父市より選出をいただいております赤岩秀文でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。広域議会での一般質問は初めてでございます。実はかなり緊張しておりますけれども、どうかよろしく願いをいたします。

今回の質問につきましては、通告のとおり大きく2点でございます。質問をいつもざっくりというか、端的にお聞きしておりますので、あまり時間はかからないかなというふうに考えておりますけれども、質問に入らせていただきます。

まず1点目、秩父広域市町村圏組合指定ごみ袋の使用についてお伺いをしてまいります。秩父広域市町村圏組合の指定のごみ袋は平成8年から導入され、平成17年には一部袋の大きさと値段の改定、また平成23年には家庭ごみ用の指定袋に関して販売価格の値下げが行われて、現在に至っております。導入から20年以上の月日が流れ、このごみ袋については大分皆さんなれ親しんできたのではないかなというふうに考えておるところであります。このごみ袋ですけれども、住民の方、特に高齢の方から、ごみ袋を出す際、外袋から1枚ずつ取り出すのにちょっと難しいかなというようなお話を何件もお伺いしております。細かいことなので、組合のほうにはそういう苦情は入っていないと思うのですが、今日実はちょっと議長のお許しを得てごみ袋を持たせていただいております。まだ開いていないものを持ってこようと思ったのですけれども、昨日ごみ袋がないってうちのかみさんが開けてしましまして、ちょっと開封したものなのですが、これなかなかこうやって出すとほかのものが出てきたり、これは全部開いているからいいのですけれども。これ実は出しづらい仕様になっているという原因の一つが、10枚を一遍に畳んで封入がしてある仕様になっているのです。皆さんちょっとご確認、これ児玉広域のごみ袋なのですが、これは1枚ずつ折り畳んで入っているのです、これ手ついていないごみ袋なのですが、いろんなところの地域を見ますと、持ち手がついているごみ袋であっても1枚ずつ機械折りが入っているごみ袋を採用している自治体もあるようでございます。

そここでお伺いをしてまいるわけですが、なぜ高齢者の方が取り出しづらい仕様のごみ袋、一部ご意見ですけれども、採用しているのか、理由についてお伺いをしてまいります。また、関連して、

入札における業者の応札の状況、それから入札から発注に至るまでの流れについて細かく教えていただければと思います。

2点目になります。消防事業における人員配置についてお伺いをいたします。こちらの質問につきましては、過去に多くの議員の皆さんが様々な観点でご質問をされておられると思います。また、本日も1番議員のほうから関連した質問が出ておりましたけれども、重複するようなものがあるかもしれないけれども、ご容赦をいただきたいと思います。

コロナ禍を機に、全国的に救急の出動数が激増しているというお話を聞いております。当地域においても同様であると推察をいたしますけれども、また当地域では地域内での高度医療が難しく、また高齢化が進む中で、救急の需要が高まることは容易に推察ができます。また、いつ何どき起こるか分からない火災、そして様々な救助など、備えが必要でございます。

そこで、細かく3点お伺いをいたします。1点目、各部署の人員配置について、どのような状況になっているのか詳しくお伺いをしたいと思います。また、関連して、初歩的な疑問ですけれども、消防分署、本署等から火災出場と救急出場が同時に起こった場合の対応についても対応できているのかどうかお伺いをいたします。

2点目、消防事業における適正人員配置の考え方について、どのような考え方でおられるのかお伺いをしてまいります。

3点目、消防事業における将来性を考えて、職員の年代別の分布についてお伺いをしてまいります。何歳代がどのぐらいかということでございます。

壇上での質問は以上でございます。再質問は、答弁の状況により質問席から行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 6番、赤岩議員のご質問の1、指定ごみ袋の仕様についてお答えをさせていただきます。

まず、組合で製作している指定ごみ袋の封入の仕様についてでございますが、平成8年7月の有料指定ごみ袋制度導入当初から可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの各種類、こちら8種類になりますが、とも10枚を1セットとして外装袋で包装することとしており、包装する際の指定袋の折り方は10枚重ねて4つ折りにした上で外装袋に封入することとしてございます。導入に当たりましては、他の自治体の例を参考にしながら、当時多く取り入れられていた方法を採用したもので現在に至っております。手作業で行うことにより、梱包時に指定袋の異常にも気づきやすいというメリットもあると感じております。議員がおっしゃるとおり、外装袋から指定袋を1枚ずつ取り出そうとすると、重ねて封入されていることから取り出しづらいということは承知してございます。スーパー等

で販売されているごみ袋は、取り出し口から簡単に1枚ずつ取り出せるような仕様になっているものが最近は多いということもございます。組合においても、製作に当たって簡単に取り出せる方法を検討したこともございます。袋の製造業者等から提案等も受け、現在の手折りから機械折りにすることにより簡単な取り出しが可能であるとのことでした。機械折りにした場合、提案を受けた中ではどうしても袋の製造の関係上、ごみ袋の下の部分の圧着された部分のその下に切れ込みが入ってしまうことから、その部分を引っ張ってしまっただけで裂けるおそれがあること。指定袋に切れ込みが入っているというようなイメージの低下につながるおそれがあること。また、指定ごみ袋については、袋を購入することによりごみ処理費用を負担していただいておりますので、製品としての品質を確保したものを住民にお届けしたいという観点からも、現在の手折りでの封入を継続しているところでございます。

しかしながら、この機械折りについては多くのごみ袋に採用されていることから、機械折りでも切れ目が入らない方法、また手折りでも簡単な取り出し方法が取れるのかどうか、そういった面、またコスト面も含めながら、利便性についてさらに調査研究をしていきたいと考えております。

続きまして、入札における応札状況についてでございますが、指定ごみ袋制度導入当初から令和3年度までの製作分につきましては、製袋業者、いわゆる製造メーカーであり、かつ国内生産が可能な業者を選定し、地方自治法施行令第167条第1項による指名競争入札を実施してまいりました。先ほども申し上げましたように、ごみ処理費用を負担いただいておりますので、製品の確実性、安全性、信用性はもちろんのこと、製造から在庫管理、配送に至るまで徹底した管理が必要であることを理由としてまいりました。ポリエチレン原料の国際市況の高騰や物流コストの上昇が避けられない状況で、指定ごみ袋の製作への影響や組合全体での支出削減の中で、ごみ袋の経費削減策の検討を重ねてまいりました。その結果、海外生産も可能とすることで経費削減が可能と判断するとともに、地元の間卸売業者の入札参加機会の確保も図れることから、令和4年度の製作分から業者選定方法を変更したところでございます。

令和4年度の入札に関しましては、まず令和3、4年度、物品等入札参加資格申請登録業者のうちビニール製品の取扱いを希望している登録業者全22者から事前に参加希望があるかの確認を行い、8者から参加希望の回答があり、その8者を指名し、指名競争入札を実施しております。このうち、3者から応札があり、圏域内の事業者が落札し、契約を締結しております。今年度、令和5年度におきましても令和5年、6年度物品等入札参加資格申請登録業者のうちビニール製品の取扱いを希望している登録業者全22者を指名し、指名競争入札を実施した結果6者から応札があり、令和4年度と同じ業者が落札し、契約を締結してございます。

続いて、入札から発注までの流れでございますが、令和4年度のケースを例に申し上げますと、入札実施後契約日の4月1日から6月30日までを準備期間として、7月からが受注者による配送となります。この準備期間において行う事務といたしましては、まず保管管理、製作等業務体制、緊

急連絡網、非常時対応マニュアル、海外工場で生産する場合は予備製造工場リスト、業務で使用する伝票類のレイアウト案、指定ごみ袋、外装袋、梱包箱のデザインを提出し、組合と協議し、了承を得ることとしてございます。その後、指定ごみ袋、外装袋、梱包箱のサンプル品を提出し、協議、了承を得ることとし、さらには外装袋に収納された指定ごみ袋のサンプル品を提出し、組合と協議し、了承を得ることとしてございます。このほか指定袋の品質管理の検査結果、作業工程表等の資料の提出を求めています。また、この間に受注者は注文票、注文締切日、配送日一覧を作成し、各取扱店へ配布し、初回配送日に係る注文受け付け及び取りまとめを行い、7月最初の金曜日から取扱店への初回配送を行うこととしてございます。

なお、入札により受注者が変更となった場合は覚書を締結し、準備期間中の4月1日から6月30の間は前年度の受注者が保管管理業務及び配送業務を行うこととしてございます。以上が大まかな流れでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 消防長。

（新井 守消防長登壇）

新井 守消防長 6番、赤岩議員からのご質問の消防事業における人員配置についてお答えいたします。

初めに、各部署における現在の人員配置についてでございますが、消防本部職員の条例定員数は現在190名でございます。令和5年10月1日現在の実員数は172名で、定員数に含まない再任用職員8名を含めた職員数は180名でございます。内訳といたしまして、秩父消防本部職員が34名、うち再任用職員が1名で、総務課、予防課、警防課、指揮統制第1課、第2課の5課で、総務課には総務省消防庁へ1名派遣している職員がおり、再任用職員1名は指揮統制課に毎日勤務者として勤務してございます。秩父消防署職員は146名で、うち再任用職員は7名でございます。秩父市下宮地町の消防署を中心として、東西南北の4つの分署に勤務してございます。消防署の勤務体制は、毎日勤務者の管理指導課と交代制勤務者の消防第1課、第2課の所属となります。管理指導課の職員は12名で、埼玉県防災航空隊に1名派遣し、救急救命東京研修所に1名、埼玉県消防学校初任教育研修へ2名の出向者と再任用職員4名が勤務してございます。消防第1課及び消防第2課の職員は47名で、指揮担当、消防第1担当、救急隊兼務の消防第2担当、救助担当、救急担当に分かれて勤務してございます。各分署における勤務体制は、東分署の職員が12名で、毎日勤務者の分署長及び再任用職員が1名、交代制勤務者10名は救急隊兼務の消防担当として勤務してございます。北分署及び西分署の統合分署の職員は25名で、毎日勤務者の分署長、予防担当及び再任用職員が1名、交代制勤務者は22名で、救急隊兼務の消防担当及び救急担当として勤務してございます。南分署は24名で、北分署及び西分署の統合分署と同様の勤務体制ですが、再任用職員は勤務してございません。

続きまして、火災出動と救急出動が同時に起こった場合の対応についてでございますが、秩父消

防本部警防規程に、出動計画を警防要綱に定めて運用するものとするがあります。出動計画は、構成市町の火災及び救急出動区域に定められた区域ごとに、どこにどの隊が出動するか定められています。例で言えば、秩父市日野田町から相生町の区域で火災が発生し、要救助者がいた場合の出動は、下宮地町の消防署から全隊と東分署の東小隊及び南分署の南小隊が出動します。出動後に別件の救急を入電したときは、高機能指令センターの指令台に出動可能な救急隊が現場到着時間の早い順に表示され、指揮統制課長が判断して出動させます。これは、統合分署においても同様な出動でございます。

次に、適正人員についてでございますが、国が示す消防力の整備指針がございます。これに、地域の実情を考慮した上で、消防施設及び人員の算定を行っております。消防力の整備指針とは、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害、応急対策、その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定められているものでございます。令和4年に国に報告した施設整備計画実態調査では、秩父消防本部及び秩父消防署の消防職員の総数として算定された人員は219名となっております。これを目標として、必要な施設及び人員を整備するというものでございますが、埼玉県内の各消防本部とも消防力の整備指針で算定された人員は確保できていない状況でございます。

続いて、年代別職員の状況でございますが、令和5年4月1日現在の年齢別の構成は60歳代が8人、4.4%、これは再任用職員となります。50歳代が29人、16.0%。40歳代が36人、19.9%。30歳代が60人、33.1%。20歳代が44人、24.3%。10歳代が4人、2.2%となっております、比較的平準化して勤務してございます。来年度から役職定年延長が始まりますが、毎年3名を平準化して10年間採用していく予定となっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 各般にわたって答弁をいただきました。再質問は、それほどはないのですが、今回まずごみ袋のほうから行かせてもらいますけれども、ちょっと今回取り出しづらいという話から始まったのですが、調べてみますとちょっといろいろなごみ袋のお話が出てきて、そこで当局に確認でお聞きをしたいと思うのですが、このごみ袋、今の仕様、手包みで封入をされている、これこちらに書いてあるとおりですね。このごみ袋、製造しているのは中華人民共和国、中国、メイドインチャイナと書いてありますが、中国で製造されているものでございます。それで、あれだけ広い地域を有する中国国内で、実は手包みで封入をしているビニールの製造業者が3社しかないというようなお話を一部伺っております。機械折りの会社はもう無数にあると。3社程度しかないということをお話をお伺いしているのですが、当局としてはどのように認知をしておられますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

濱田雅之事務局次長兼業務課長 ただいまの赤岩議員の再質問にお答え申し上げます。

そのような実情につきましては、把握してございませんでした。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 3工場しかない。これちょっとビニールの関係のところからこういうお話を聞かせていただいたのですが、つまり今ここ登録事業者全22者で、そのうち8者が指名でということなのですが、つまりこの3工場と取引がないと、そもそも入札にも参加できないような状況になっているのではないかなって。この手包みではなくて機械折りの袋を採用できれば、もっと多くの業者が参入ができて、競争の原理というのはやっぱり働いてくると思うのです。もちろん3工場、3つしかない工場といっぱいある工場の中では、これを製造するにもやっぱりコストは大量に製造しているところのコストのほうが安くなるというのが必然だと思うのです。また、これ3つぐらいしか工場がないわけですから、しきりに今社会の中では経済安全保障という言葉が出てきますけれども、3工場がぼしゃったときには潰しが利かないわけですよ。やっぱりこれはオーソドックスな袋の仕様のを導入していかないと、今後将来的にちょっと心配があるのではないかなというふうに思っております。

ぜひ管理者、理事者、そして当局の皆さんには、なるべく今後の将来的に心配がないこの袋の仕様をぜひ採用いただいて、先ほどちょっと切れ込みが入っているので、切れてしまうという話だったのですけれども、実はこのごみ袋も結構簡単に切れてしまうのです。そういう面で考えると、切れやすいのもしょうがないのかなと。私なんかよくごみ袋にガムテープ貼って出すことが結構あるのですけれども、そういう面もありますけれども、ぜひご検討いただいて、なるべく世の中に多く出回っているような仕様のを今後は導入していただけるようお願いをしたいなと思います。

そしてまた、業者の問題ですけれども、多くの業者がいるそうでございますので、競争力をしっかり働かせていただいて、もし今まで以上に、これ安くなったからって、これは住民の皆さんに転嫁しろということではないのです。何度か価格の改定をして下げておりますし、過度にやっぱりごみ袋の値段を下げますと、どこかから持ち出しをしなくてはいけなくなりますので、結局税金からいただいて、それを持ち出すような感じになりますので、ここはぜひこの競争力の原理を働かせていただいて、余剰分のお金が出た場合には広域市町村圏組合で何らかの事業にそれを振り分けられるような格好にしていただければいいかなという思いの下に、ちょっと序盤の取り出しづらから大分話が広がってってしまったのですが、皆さんにその点をお願いをしておきたいと思っております。ごみ袋については以上でございます。

消防の人員配置、適正配置について細かくご説明をいただきまして、よく分かりました。先ほど1番議員からもお話ございましたけれども、広域市町村圏組合の年齢別のお話、これ消防のほうは平準化して採っているのです、全体的な年齢別の平準化というのは消防の事業のほうで持たしている

ように見えたのですが、消防、救急、とにかくなくてはならない組織でございます。役職定年のお話も出ましたけれども、今後もぜひ平準的に定期の採用をしていただいて、とにかく先ほどの広域の職員の、事務方の職員のお話を聞きましたが、途中で取らなかった時期があったと。やっぱりそこで谷が生まれますので、消防のほうではコスト面、人件費のこともあると思うのですが、とにかく人命に直結する部署でございますので、人件費がかかってもやっぱり定期で職員は採用していただきたいなど。これは管理者はじめ理事者の皆さんにもお願いをするところでございます。

今のところ、各部署で人力的には問題ないというお話だったのですが、今日はちょっと配られた監査の資料をぺらぺらとめくったら、東分署に関しては他の分署よりも少人数のため、消防担当が救急担当を兼務しているということが監査の報告書の中に載っております。ほかの分署はそういう感じではない報告なので、こういうところも兼務ではなくて専業でできるような形で人員配置を今後お願いをしていければなというふうに思うところでございます。

本当に、多分早く終わるというふうに宣言をさせていただいて始めたのですが、大体聞きたい内容、そして言いたい内容が終わりましたので、以上で一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

議案第23号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（小林幸夫会計管理者登壇）

小林幸夫会計管理者 議案第23号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の1ページ、令和4年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧ください。

一番上の表で、歳入額は35億1,817万2,803円、歳出額は32億2,573万9,529円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は2億9,243万3,274円でございます。このうち繰越明許費が2,292万9,000円でございますので、令和5年度へ繰り越す実質収支額は2億6,950万4,274円でございます。令和3年度と比較いたしますと、歳入額は2,908万497円の増額、歳出額は5,513万6,573円の増額となっております。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書8ページから15ページが歳入に係る部分でございます。決算額につきましては、収入済額欄、備考欄でご説明申し上げます。まず、8、9ページを御覧ください。1款分担金及び負担金26億6,617万6,800円につきましては、全額市町の負担金で、歳入決算額に占める割合は75.78%でございます。この負担金につきましては、組合規約に定められている負担区分に従いまして、構成市町から年3回に分けて納めていただいているものでございます。なお、3目保健衛生費負担金、4目清掃費負担金、また次の10、11ページ、5目消防費負担金には令和3年度からの繰越明許費分が含まれております。

同じく10、11ページを御覧ください。中段、2款使用料及び手数料の収入済額3億4,859万7,070円のうち2項手数料は3億1,916万570円でございます。主な収入は、1目清掃手数料、1節廃棄物処理手数料の処理施設持込分1億4,010万4,720円と有料指定ごみ袋分の1億6,495万円で、使用料及び手数料の87.51%を占めております。

下段、3款財産収入201万3,371円は、土地、建物の貸付収入及び物品売払収入が主なものでございます。

次に、12、13ページを御覧ください。4款繰越金3億677万1,550円は、令和3年度からの繰越金でございます。

その下、5款諸収入1億4,111万9,012円のうち2項雑入は1億4,110万8,828円でございます。主な収入は、秩父クリーンセンター売電収入8,051万1,598円と秩父環境衛生センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却代の5,611万3,925円で、諸収入の96.82%を占めております。秩父クリーンセンターにおける令和4年度の発電実績は、発電設備を年間357日運転し、1,034万9,760キロワットアワーを発電いたしました。このうち所内で使用した電力量を除いた557万408キロワットアワーが売電収入となっております。また、有価物売却代金の主なものは、カン類、紙類、アルミ殻、銅線類、ペットボトルなどです。

次に、14、15ページを御覧ください。6款組合債4,990万円は消防費に係るもので、高度救命処置用器材を搭載した救急自動車の購入に2,490万円、秩父消防本部庁舎空調改修事業に2,500万円の借入れをしたものでございます。

その下、7款県支出金359万5,000円は、新型コロナウイルス感染症患者等移送負担金356万5,000円と、霊柩車に対する埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金3万円でございます。

歳入合計は、予算現額34億8,865万6,800円、調定額35億1,817万2,803円、収入済額は同じく35億

1,817万2,803円で、収入未済額はございません。

続きまして、16ページから39ページ、歳出について申し上げます。決算額は、支出済額欄、備考欄でご説明申し上げます。まず、16、17ページを御覧ください。1款議会費197万5,186円につきましては、議員報酬及び定例会、臨時会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

中段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億3,964万5,545円でございます。このうち職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は合計で1億1,109万5,709円でございます。

次に、18、19ページを御覧ください。12節委託料1,301万5,526円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等各システムの保守業務に係るものでございます。

その下、13節使用料及び賃借料632万3,600円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等各システムの使用料と、職員に貸与しているノート型パソコンのリース料でございます。

18節負担金、補助及び交付金89万3,545円の主な支出は、契約検査課の県共同入札システム利用に係る負担金でございます。

次に、20、21ページを御覧ください。2項監査委員費の16万9,440円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

3款民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費の4,725万6,876円は、介護認定審査会業務に係る経費で、1節報酬1,223万6,000円は審査会委員の審査会及び研修会への出席に対する報酬でございます。職員に係る人件費は2,668万2,122円でございます。

12節委託料360万4,920円、13節使用料及び賃借料204万6,000円の主な支出は、介護認定審査会システムに係る経費でございます。

2目自立支援審査会費1,140万7,831円は、審査会委員報酬及び職員の人件費などでございます。

次に、22、23ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目結核予防費、12節委託料1,726万7,140円は、圏域住民など5,682人分のエックス線撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

その下、2目循環器検診費、12節委託料611万2,480円は、圏域内市町の小学生及び中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

3目救急医療施設費、12節委託料2,290万4,750円は、初期救急医療体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。

18節負担金、補助及び交付金3,496万円は、二次救急医療体制確保のため病院群輪番制を担う秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院への運営助成としての補助金でございます。

4目斎場費は8,876万3,485円でございます。会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は1,975万127円でございます。

次に、24、25ページを御覧ください。12節委託料3,590万595円の主な支出は、火葬炉運転等業務委託料2,354万円のほか、施設に係る清掃、保守点検等委託料でございます。

13節使用料及び賃借料535万9,351円の主な支出は、施設の敷地賃借料399万6,408円でございます。
下段、2項清掃費、1目清掃総務費は8,394万4,860円でございます。このうち職員に係る人件費は2,631万1,852円でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。10節需用費、消耗品費3,207万7,332円のうち主なものは、有料指定ごみ袋製作購入費の3,125万6,222円でございます。12節委託料の主な支出は、廃棄物処理手数料収納委託料2,108万7,160円でございます。廃棄物処理手数料収納委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、納入金額の13%を販売取扱委託料として支払うものでございます。

中段、2目クリーンセンター費は5億6,472万5,198円となっております。このうち会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は3,854万7,662円でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。12節委託料4億1,675万8,077円の主な支出は、クリーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び焼却灰再資源化処理業務、ばいじん等資源化業務に係る委託料でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。14節工事請負費3,021万8,770円の主な支出は、1号煙道排ガス分析計更新工事1,958万円でございます。また、燃焼排ガス中の有害成分やばいじん等の濃度を測定し、排ガスの大気放出を監視する機器の更新工事でございます。また、1階トイレ配管改修工事565万2,800円は、令和3年度工事が追加工事に伴い、令和4年6月30日まで工期延長となったことで、令和4年度に繰り越しされていた残金を支出したものでございます。

中段、3目環境衛生センター費は1億4,952万4,820円でございます。このうち職員に係る人件費は2,906万9,764円でございます。

次に、32、33ページを御覧ください。12節委託料1億90万529円の主な支出は、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら、埋立量を極力少なくしているものでございます。

下段、4目廃棄物収集費、12節委託料1億9,140万円は、合併前の旧秩父市分と旧町村分及び4町に分けて、2業者へ収集業務を委託しているものでございます。

その下、5款消防費、1項消防費、1日常備消防費は13億8,745万8,129円でございます。このうち、職員に係る人件費は13億1,997万3,219円でございます。消防費全体の87.23%を占めております。

次に、34、35ページを御覧ください。中段、12節委託料637万5,413円の主な支出は、救急救命士病院研修委託料100万円など、救急救命に関わる資質向上を図るものでございます。

その下、13節使用料及び賃借料357万7,535円の主な支出は、総務省派遣職員宿舍賃借料180万円でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。上段、18節負担金、補助及び交付金は742万9,840円でございます。その主な支出は、埼玉県消防学校研修負担金135万4,140円、救急救命士研修負担金401万

2,000円でございます。

次に、中段、2目消防施設費は1億2,568万4,676円でございます。

12節委託料3,381万9,402円の主な支出は、次の38、39ページを御覧ください。一番上、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料2,343万円でございます。また、消防本部庁舎空調改修工事設計業務委託料は418万円でございます。

13節使用料及び賃借料1,020万1,640円の主な支出は、消防本部庁舎敷地賃借料883万5,000円でございます。

その下、14節工事請負費、消防本部庁舎空調改修工事1,270万円は、総工事費3,355万円の前払金を支出したものでございまして、この工期が令和5年6月30日まで延長されたことで、残額の2,085万円を令和5年度へ繰り越ししております。

その下、17節備品購入費3,076万3,700円の主な支出は、車両整備計画に基づき、南分署に整備した救急自動車1,782万円並びにその救急自動車積載資器材1,111万円でございます。

次に、6款公債費3億4,229万3,837円は、組合債の元利償還金でございます。

7款諸支出金999万9,387円は、公共施設整備基金に積み立てをしたものでございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は、32億2,573万9,529円ございました。

以上が令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。この決算につきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。3点伺わせていただきます。

議案23号、決算書の11ページの1款2項1目清掃手数料、有料指定ごみ袋、家庭系可燃の1億3,956万1,250円と家庭系不燃の572万1,250円についてですけれども、こちらそれぞれの枚数と、ここ数年の手数料の増減について教えてください。

また、この有料指定ごみ袋の製作費につきましては、先ほど説明がありましたけれども、決算書の27ページ、4款2項1目消耗品費の3,207万7,332円に含まれているということですが、実際有料指定ごみ袋を作る費用と、住民の皆様からこの有料指定ごみ袋を使っていただくことで受け取る手数料の差引きについては幾らになっているのか教えてください。

続きまして、決算書25ページ、4款1項4目斎場費、10、需用費における消耗品費234万8,442円

につきまして、具体的にどのような費用によるものか教えてください。

最後です。決算書27ページ、4款2項1目清掃総務費、10、需用費、印刷製本費の364万5,125円につきまして、この中にいわゆるごみカレンダーの製作印刷費も入っていると想像しているのですが、契約先と契約内容、また金額についてどのようになっているのか教えてください。

以上3点です。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（濱田雅之事務局次長兼業務課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼業務課長 それでは、清野議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、清掃手数料、廃棄物手数料のうち有料指定ごみ袋の収入額の販売枚数でございますが、家庭系可燃ごみの小型が22万9,750枚、中型が101万6,750枚、大型が330万8,000枚でございます。続きまして、家庭系の不燃ごみでございますが、小型が2万1,750枚、中型が5万4,000枚、大型が12万5,000枚でございます。

続きまして、家庭系可燃ごみと家庭系不燃ごみのここ数年の手数料の増減でございますが、令和元年度が1億3,556万8,750円、令和2年度が1億3,866万2,500円、前年度と比較し、309万3,750円、2.28%の増額。令和3年度が1億4,278万8,750円、412万6,250円、2.98%の増額。そして、令和4年度が1億4,534万2,500円、255万3,750円、1.79%の増額となります。このように、おおむね1億3,500万円から1億4,500万円推移している状況でございます。

次に、有料指定ごみ袋の製作費と住民から受け取る廃棄物処理手数料の差引きについてでございますが、こちらにつきましては家庭系可燃ごみ、不燃ごみと事業系を合わせた数字となります。有料指定ごみ袋の収入1億6,495万円から袋の製作費3,125万6,222円と、先ほど会計管理者からご説明がありました有料指定ごみ袋の販売店に対し、手数料として納入された金額の13%を販売店に委託料として支払いました手数料収納委託料の2,108万7,160円を差し引き、1億1,260万6,618円でございます。

次に、斎場の需用費、消耗品費234万8,442円の支出内容につきまして、こちらにつきましては火葬炉用の消耗品、庁用消耗品、職員の被服貸与品となります。このうち主たる支出は火葬用の消耗品で、ご遺体の燃焼しにくい部分と炉内台車表面との間に燃焼しやすくするような隙間をつくるための炉内台車用架台、それから炉内台車の耐火材を保護する散布用及び補修用の炉内台車保護材など、192万5,000円となります。

最後に、清掃総務費の需用費、印刷製本費のごみカレンダーの契約内容等についてでございますが、印刷製本費の決算額364万5,125円のうち、ごみカレンダー製作に係る経費は359万9,200円でございます。契約先につきましては、長瀬町の株式会社コアでございます。契約内容につきましては、現在収集地域が61地域に分類されておりますので、61種類のごみカレンダーを事前に各市町から報告されました必要枚数の4万6,300枚を製作したものでございます。契約内容につきましては、デザ

イン、印刷に加え、構成市町全303行政区の各世帯へ配布するための梱包から各市町指定場所への納品、それからホームページ等への掲載用のデータのCD-ROMの作成、納品などになります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 6番の赤岩です。

決算書の11ページ中ほどにございます処理施設持込み、斎場（動物）と書いてあるところの31万8,000円なのですが、これの持込みの割合、個人持込みが多いのか、あとは公共的な、道路サポート等で回収してきた動物の数がどの程度なのかの点をお伺いいたします。

それから、あと39ページ、上段のほうの多言語通訳業務委託料、これはここ最近インバウンドの方が大変増えて、消防等の通報に外国語でかけてくる方が結構増えているようなのですが、それに対応するものなのかどうか、以上2点お伺いいたします。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（濱田雅之事務局次長兼業務課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼業務課長 赤岩議員のご質問のうち、処理施設持込み斎場分でございますが、一般から持ち込まれますペット等の死骸が108体、それ以外は減免で、有害駆除等の件数が1,034体という内訳でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 指揮統制第1課長。

（笠原 昇専門員兼指揮統制第1課長登壇）

笠原 昇専門員兼指揮統制第1課長 6番、赤岩議員の質問に対してお答えいたします。

多言語通訳業務委託料でございますけれども、これは日本語では会話が困難な方に対して、電話同時通訳コールセンターを介しての3者間通話及び2者間通話により、119番通報等に対して言語の支障なく迅速かつ的確に対応できるサービスでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 6番の次に7番で行わさせていただきます。

同じく11ページになります。2款1項1目の火葬場使用料ということで、圏域内では2,400万円、圏域外が207万4,000円というふうな形で、かなりの金額が多いと思うのですが、こういったものというのは山岳遭難とか、そういった交通事故とかということで火葬されるのか。その辺について、ちょっと詳細をお伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

(濱田雅之事務局次長兼業務課長登壇)

濱田雅之事務局次長兼業務課長 木村議員のご質問にお答えします。

火葬場使用料のうち、山岳等で亡くなられて身元が分からない方につきましては行旅死亡人という事で、各市町の町長から申請をいただいて、火葬をしているというような状況でございます。

議長(新井利朗議員) 7番、木村隆彦議員。

7番(木村隆彦議員) ありがとうございます。今この金額がかなり大きいと思うのですが、その辺について詳細が分かればお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 業務課長。

濱田雅之事務局次長兼業務課長 木村議員の再質問にお答えいたします。

詳細な件数はございませんけれども、年間に通しますと件数的には多くない状況でございます。

議長(新井利朗議員) ほかに質疑はございませんか。

5番、本橋貢議員。

5番(本橋 貢議員) 5番、本橋です。3点ほど伺います。

まずは、19ページ、12節なのですけれども、職員のストレスチェック業務委託料5万7,420円、これは毎回聞かれていると思うのですけれども、チェックした後の対策とか改善、取組というのはどのように行われているのか、それを1点伺いいたします。

同じ枠の中で、財務会計、人事給与システム保守業務委託料205万2,600円、その下の人事給与システム改修業務委託料88万円、そしてずっと下のところの財務会計、人事給与システム使用料143万8,560円なのですけれども、これそれぞれの業務委託内容と、委託先はこれ全部同じなのかどうか、伺いいたします。

そして、飛びまして39ページなのですけれども、13節使用料、消防本部庁舎敷地賃借料ですけれども、883万5,000円ってあるのですけれども、これ地権者は何人いらっしゃるのか。前、どなたか聞いたかもしれませんが、また伺いしたいと思います。また、地権者に支払われている多い方の賃借料はどのくらいになるのか伺いしたいと思います。よろしく伺いいたします。

議長(新井利朗議員) 総務課長。

(岩崎 武総務課長登壇)

岩崎 武総務課長 それでは、本橋議員さんのご質問でございますが、賃借料等を払っている相手の方につきましては6名となっております。一番多い方となりますけれども、年額で311万8,884円。以上でございます。

議長(新井利朗議員) 管理課長。

(本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇)

本峯治彦事務局次長兼管理課長 それでは、ただいまの本橋議員の質問に対してお答えいたします。

メンタルヘルス対策でございますが、メンタルヘルスは早期発見、早期対応が重要であると思

ます。セルフケアとしてストレスチェックを実施しており、受診結果等を通じて自分自身のメンタルヘルスの状態を確認し、受診結果が高ストレス者と判断された場合は、希望者は医師の面接を受けることができるようになっております。また、埼玉県市町村職員共済組合のカウンセリング助成制度を利用して、指定されたカウンセリング機関で心の健康相談を行うことができます。ラインケアとしましては、ストレスチェックの結果を受けまして集団的な分析を行い、職場環境の改善を図りながら、健康的で働きやすい職場づくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、人事給与システム改修業務委託料の概要でございますが、これは地方公務員等の共済組合法及び地方公務員法の改正に伴い、改正された法に対応した運用のため、現在使用しております人事給与システムに所要の改修を行ったものでございます。地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月から短時間勤務職員の地方公務員等共済制度の適用範囲が拡大することに伴う改修と、また地方公務員法の改正により令和5年度から段階的に定年が引き上げられることに伴う改修でございます。

続きまして、財務会計、人事給与システムの使用料についてでございますが、これは平成30年10月から5年間のリースをしております財務会計、人事給与システムの使用料でありまして、財務会計システムについては組合が同システムを導入した平成19年10月から継続して使用しており、コンパクトなシステムとなっております。また、人事給与システムにつきましては、事務の効率化と安全性の向上を図り、人事給与管理を行うため導入しているもので、財務会計システムと統合運用をすることにより、システム全体の経費節減等の削減を図るとともに、システム双方の連携強化による事務の効率化を図っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

1つだけ確認なのですが、ストレスチェックのところなのですが、この医師の面談を受けた方だとか、また心の健康相談ということを受けた方はいらっしゃるのか、またいらっしゃれば何人ぐらいいらっしゃるのか、そしてその後の経過の取組というのはどうなっているのか伺えればと思います。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

本峯治彦事務局次長兼管理課長 医師の面談を受けた職員でございますが、この面談費用は組合の予算で負担しておりますが、昨年度は面談を受けた職員はございませんでした。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 決算が、実質繰越額が2億6,900万円ですか、収支額ということで出ていると

いうことで、よかったと思いますけれども、この金額が妥当なのかどうかというところも含めてなのですけれども、もうちょっと金額的にほかに利用できるのではないかという感じがします。単年度決算ですから。

項目としては、22、23ページなのですけれども、医療について、救急医療施設費の病院群輪番制病院運営事業補助金ということなのですけれども、3,496万円ということなのですけれども、いつ頃補助率というか、補助金の額を設定したのかということです。それと3病院の比率、額ですね。3病院、秩父病院、市立病院、皆野病院の具体的な支給金額というか、この決算の金額は幾らになるのかということです。

なぜこういうことを言うかということ、これ予算の1%ですよ。全体の1%ぐらいの相当分なのですけれども、この額の結果、各病院にいろいろ要素はあると思うのですけれども、医師の確保なのか、あるいは不採算部門ですので、収支決算がうまくいかないとか、それで撤退している。1病院撤退する予定ですけれども、私が秩父に住んで40年ぐらいたちますけれども、救急病院がいっぱいあったのです。最後に3つが残って、これで何とか収まるかなと思ったら、また1病院、1日ですけれども、撤退ということなのですけれども、この金額、行政というか公共団体で幾らか補正していけないと、ますます追い込まれていくような気がします。ですからその辺を、長年この金額で続けてきた結果として今回あるとしたら、やはり検証しておかなくてはならないと思いますので、ぜひその辺をいつ決めたのか、それとその根拠、前に聞いたかもしれないですけれども、教えていただきたい。

それともう一つは、決算自体ではなくて、管理者のこの結果を踏まえて、こういうことを増額していくとか、具体的な策は何かあるのかどうか聞きたいです。

以上です。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

（黒沢武徳専門員兼警防課長登壇）

黒沢武徳専門員兼警防課長 10番、関根議員の病院群輪番制病院運営事業補助金3,496万円に関してご説明させていただきます。

病院群輪番制の補助金に関しましては、秩父広域市町村圏組合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱等に基づいて支出させていただいております。金額については、1担当日8万円を補助基準額といたしまして、診療日数を掛けた日数となっております。この金額については、ちょっと今現在正確な年度ではないのですけれども、平成22年か23年頃8万円になって、それ以来同一の金額となっております。

それから、秩父地域の救急医療体制に関しましてですけれども、救急輪番制については秩父市立病院、皆野病院、秩父病院の3病院で担当していただいているところでございます。令和4年度第2回秩父医療協議会にて、秩父病院長から令和6年度から水曜日の救急輪番制を辞退したいとの申

出がありました。このことから、救急告示病院会で救急業務連絡会を開催し、救急輪番制の確保ができないかを協議しましたが、救急告示病院会だけでは対応困難であることから、秩父医療協議会で相談いたしました。各首長は非常に重要な課題と捉え、具体的な内容は今後の課題とされました。その後、秩父市役所保健医療部地域医療対策課が事務局となり、秩父救急医療対策会議を開催し、救急輪番制の維持に向けて取り組んでいただいております。救急輪番制病院をはじめ、各病院では医師、看護師の確保が難しく、病院だけでは医療スタッフの確保が難しいことから、地域医療対策課が主体となり秩父郡市医師会に相談し、また埼玉医科大学病院へ医療スタッフ派遣のお願いをするなど、ご尽力をいただいているところでございます。

また、医療スタッフの確保に当たり、人件費の増額が必要なことから、秩父広域市町村圏組合から支出している病院群輪番制病院運営事業補助金や定住自立圏からの補助金の増額についても現在協議していただいているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 関根議員の質問にお答えをさせていただきます。

今答弁ありましたように、医師の1日当たり費用弁償と、それから輪番制の中で救急病院の負担、これは今お話がありましたように今検討している最中でございます。増額の方で今進めておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（新井利朗議員） 10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 今説明どおり増額の方ということですね。分かりますけれども、14日でしたか、「スクランブル」、テレビ朝日で秩父病院が取材を受けていました。地域医療の確保ということで、医師の働き方改革ということで、大学病院、医師の働き方というのは時間の制約が曖昧だったものですかというような説明で、大学病院のほうで若手、派遣した医師を引き上げるような方向になっているということなのです。秩父地域はまだまだ東京に近いので、医師の確保というのは考え方によっては確保できる可能性はあると思うのですけれども、いずれにしても医師不足だとか、何が根本的な原因かという、今増額しているということですが、やはりお医者さん自体は我々から見れば高額ですけれども、県南とか都会との格差というか、秩父地域の報酬と格差があって、医師を大学で派遣しようと思っても、派遣される方が犠牲になるような給与体系のところには多分出しにくいのだと思うのです。

ですから、ぜひ思い切った増額で、その医師の確保の基金をつくるぐらいな気持ちで増額してほしいと思いますので、これは個人的な要望ですが、基本的な地域の医療逼迫の問題につながると思いますので、ぜひ管理者、理事者の方に強く要望したいと思います。質問ではないので、結

構です。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

本峯治彦事務局次長兼管理課長 先ほど、本橋議員の委託料、また使用料に係る私の答弁の中で、業者名が漏れておりました。大変失礼いたしました。

人事給与システム改修業務委託料につきましては、委託先が株式会社内田洋行でございます。また、財務会計、人事給与システム使用料につきましては株式会社J E C Cでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第24号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第24号 秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページ、3ページをお開きください。本条例案につきましては、提案理由にもごさいますように、管理者の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額並びに管理者、副管理者及び理事の特別職の報酬額について審議するため、報酬審議会を設置するための条例を新たに制定するものでございます。

第1条で審議会の設置、第2条で所掌事項を定めております。

第3条で審議会の委員を定義し、委員については各構成市町において公共的団体等の代表者、その他住民のうちから5名の委員をもって組織するとしております。委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとしております。

なお、附則の第1項において、条例の施行日は公布の日からとしております。

また、附則の第2項において、審議委員の報酬について、組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、本審議会委員の報酬を定めております。

第2条の報酬額の表の公務災害補償等審査会委員の項の次に特別職報酬審議会委員を加え、報酬額については他の同様な委員報酬と同額とし、会長が月額6,100円、委員が月額5,700円とするものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。

1点のみ伺います。第3条の委員にあります秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の区域内の公共的団体等の代表者とありますが、具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。

以上です。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

本峯治彦事務局次長兼管理課長 清野議員から特別職報酬審議会の委員についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

審議会の委員につきましては、他の自治体の事例を参考とし、住民の分野として町会長連合会や区長協議会などの代表者、また商工業の分野として商工会議所や商工会の役員、農業の分野としては農業協同組合の役員、企業の分野では民間企業の代表者の方などを想定しております。委員の選任につきましては、各構成市町においてこのような公共的団体等の代表者の方々を推薦いただく予定ですが、特定分野に偏りがないよう構成市町と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございますか。

5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 5番、本橋です。

清野議員と同じく、3条の2なのですけれども、委員は当該諮問に係る審議が終了したときはあるのですけれども、これ期間というのは定められているのか、どのぐらいの期間を見込まれているのか、もしそれが分かりましたらお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

本峯治彦事務局次長兼管理課長 特に期間は定めておりませんが、今回の審議会のスケジュールで申しますと、この議会定例会においてご可決いただいた後に、市町へ委員の推薦依頼を行います。来年1月中旬に第1回審議会を開催したいと考えておまして、その後は2月から3月にかけて第2回、3回の審議会を経まして、報酬条例の改正案を作成後、令和6年度の最初の議会に改正条例案を上程することを目標に事務を進めてまいりたいと考えております。

スケジュール的には以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございますか。

7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

ちょっと費用弁償についてお伺いをしたいのですが、この審議会というのは時間的に1日でどのくらいの時間が予想されているのか、ちょっと伺います。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

本峯治彦事務局次長兼管理課長 当審議会については、先ほど申しあげましたように3回程度の会議の開催を予定しております。1回当たりの会議時間につきましては、おおむね2時間から3時間程度を予定しております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

これ二、三時間というふうなことなのですが、仮にこれ6時間やると、埼玉県最低賃金、それを下回る可能性が出てくるというふうな感じがありますので、雇用契約を結ばれていなければそれが関わらないのかもしれないのですけれども、この金額から、5,700円という金額で長時間やっていると埼玉県最低賃金に引っかかってくるのかなとちょっと思ったもので、ほかの費用弁償に関してもある程度この金額が多いものですから、それが長時間にわたって会議が開かれると、ここ数年

最低賃金がかなり上がってきていますので、その辺も踏まえた中で、この金額設定というのも考えていったほうがいいのかなどというふうなことでお伺いをしました。

以上です。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第25号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（新井 守消防長登壇）

新井 守消防長 議案第25号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページ並びに別添の議案第25号参考資料の火災予防条例新旧対照表を御覧ください。本一部改正条例は、総務省令の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年5月31日に公布されたことに伴い、対象火気省令において規制する蓄電池設備について、固体燃料を

使用する器具に係る別表第3、変電設備、急速充電設備の火災予防上必要な措置の見直し及び改正作業中に発覚した軽微な誤記の修正のための一部を改正したいものでございます。

本条例新旧対照表の2ページを御覧ください。第13条第1項において、現行の対象火気省令においては4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いていましたが、今回規制の対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量、キロワット時を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこと。地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は耐酸性の床または台上に設置しなければならないとするともに、併せて火災予防上必要な措置、所要な規定の整備及び見直しとしまして、第13条第3項、第13条第4項を改正し、第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加えるものでございます。

次に、火災予防条例新旧対照表4ページをご確認ください。対象火気省令に係る離隔距離を定めている対象火気省令別表第3に、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めることとしたところでございます。

続いて、火災予防条例新旧対照表1ページをご確認ください。変電設備を規定する第11条において、「キュービクル式のものにあつては」とあるものを削り、急速充電設備を規定する第11条の2において「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページの中段をご確認ください。改正作業中に発覚した軽微な誤記の修正は、組込型こんろのグリドル付こんろの後ろに点が2か所あるうちの1か所を削除したものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和6年1月1日を予定しております。

以上で議案第25号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第26号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第26号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきまして、ご説明申し上げます。

本補正予算は、令和4年度一般会計決算に係る繰越金、諸収入及び県補助金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

お手元の補正予算書1ページを御覧ください。本補正は、第1条にありますように、現計予算の総額39億1,550万6,000円に歳入歳出それぞれ1億3,147万3,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を40億4,697万9,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を補正予算書事項別明細書でご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。歳入は、第4款繰越金、第1目繰越金を1億2,950万4,000円増額し、補正

後の額を2億6,950万4,000円とするものでございます。議案第23号で認定をいただきました令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金の2億6,950万4,274円から、令和5年度当初予算の繰越金に計上しました1億4,000万円を差し引いた金額でございます。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入113万9,000円の増額補正は、令和4年度をもって解散をいたしました消防音楽隊の交付金等残金返戻金でございます。

第7款県支出金、第1目消防費県負担金は83万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症患者の移送に対する負担金を受けたものが75万9,000円、患者搬送をする際に使用する個人防護具に係る補助金7万1,000円でございます。

歳入合計で1億3,147万3,000円の増額補正となります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出は、本年度の職員配置に基づく人件費補正と一部の事業費補正でございます。各費目の人件費補正内容につきましては、この後ご説明を申し上げますが、人件費を総額で1,107万9,000円増額したいものでございます。

第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、新規に計上する特別職報酬審議会委員の報酬及び給料、職員手当等、共済費の職員人件費の合計で483万9,000円増額し、補正後の額を1億5,303万6,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を104万2,000円増額し、補正後の額を5,377万1,000円に、第2目自立支援審査会費は人件費を59万7,000円増額し、補正後の額を1,225万1,000円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては会計年度職員から再任用職員を配置したこと等により人件費を247万7,000円増額し、補正後の額を9,496万7,000円としたいものでございます。

12、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を424万円減額し、補正後の額を1億208万7,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては人件費、旅費を141万8,000円増額、発電設備の臨時停止による電気購入量の増加に伴い、需用費、光熱水費を356万8,000円増額し、補正後の額を5億8,831万5,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては人件費を45万4,000円増額し、補正後の額を1億5,432万4,000円に、第5目し尿総務費は人件費を59万2,000円増額し、補正後の額を2,579万6,000円としたいものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。第6目清流園費は人件費を149万円増額し、補正後の額を2億4,534万4,000円に、第7目溪流園費は人件費を6,000円減額し、補正後の額を8,805万円に、第8目小鹿野し尿処理センター費は人件費を34万6,000円増額し、補正後の額を9,943万3,000円としたいものでございます。

次に、第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を215万7,000円増額し、補正後の額を13億9,938万2,000円とし、第2目消防施設費につきましては、需用費を255万8,000円増額、委託料を131万6,000円減額し、補正後の額を2億2,780万円としたいものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。第8款予備費につきましては1億1,549万7,000円増額し、補正後の額を1億3,178万7,000円としたいものでございます。歳入補正の1億3,147万3,000円から第2款総務費から第5款消防費までの計1,597万6,000円の増額分を除いたものでございます。

歳出合計で、歳入合計と同額の1億3,147万3,000円の増額補正となります。

最後に、18ページから給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第27号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第27号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の8ページを御覧ください。今回の補正は、負担金、委託料、人件費等の収入及び支出の変更と継続費の追加と変更、債務負担行為を新たに追加、設定するものでございます。

まず、第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち（4）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載をしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款、第2項営業外収益でございますが、1,221万2,000円を減額するものでございまして、建設改良費の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の減額、定住自立圏負担金の増額によるものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、1,430万9,000円を増額するもので、主に遠方監視システム整備業務委託料を増額するものでございます。

次に、第4条は資本的支出についての補正でございます。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。資本的支出につきましては、第1款第1項建設改良費2億5,567万9,000円減額するものでございまして、後ろのページ、10ページ、第1表、継続費補正の下段にございます3件の継続事業について、工事の進捗状況を鑑みまして、年割額及び実施期間の見直しを行うことといたしました。また、配水池用地購入に伴う立木補償料の新規計上、ポンプ場用地の購入等を追加計上したものでございます。

次に、第5条は継続費の補正でございまして、10ページの第1表、継続費補正のとおり、上段には新たな継続費の追加4件、下段には変更3件となっております。なお、上段の4件につきましては、令和5年度中に入札、契約等の手続を行い、新年度早期の着工を目的とするため今回計上を行っております。

次に、第6条につきましては、債務負担行為を追加計上するものでございまして、令和6年度実施工事に対し、現年度中に予算額ゼロ円のいわゆるゼロ債務負担行為を設定し、入札、契約等の手続を現年度中に行い、新年度早期の着工を図るものでございます。今回議案にあります18件を計上させていただきました。

次に、第7条につきましては、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができ

ない経費として、職員給与費を修正するものでございます。

以上で議案第27号の説明を終了いたします。別冊の水道事業会計補正予算（第2回）説明書と合わせて御覧いただきたいと存じます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。1点のみ伺わせていただきます。

第5条に書いてあります第1表、継続費補正、議案書10ページですけれども、この変更のほうに3つの事業がありますけれども、この変更になっている3事業について、令和5年度の年額割を減額して、その相当分を新たに6年度に計上するものでありますけれども、それぞれの事業の継続費の補正の理由と進捗状況について教えていただければと思います。

以上です。

議長（新井利朗議員） 工務課長。

（浅見 修水道局技監兼工務課長登壇）

浅見 修水道局技監兼工務課長 清野議員の質疑に対し、私からは新ミュージックパーク配水池築造工事、姿見山送水ポンプ室築造工事、2件の工事についてお答えいたします。

当初、工事は令和5年度に完了する予定となっておりましたが、現在の世界情勢により、資材の調達に不測の日数を要してしまったため、年割額を減額変更し、令和6年度に工期を延長して工事を行いたいと考えております。

新ミュージックパーク配水池築造工事の内容ですが、有効水量3,000立米のRC造りの配水池を築造しております。進捗率ですが、現在約70%で、年度末には躯体工事が完了する予定でございます。来年度は場内外の整備、のり面崩落対策が主な工事となっております。

続きまして、姿見山送水ポンプ室築造工事ですが、新設する姿見山配水池に水を送るため、ポンプ室を築造し、及び口径が150ミリ、毎分2.78立米送水できる横軸型吸い込み多段渦巻ポンプを2台設置しております。進捗率は現在約30%ですが、今年度末にはポンプ室が完成し、ポンプや操作盤などが搬入される予定となっております。来年度につきましては、場内整備、電気設備の設置が主な工事となります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武水道局次長兼大滝・荒川事務所長 私からは、橋立浄水場配水池等更新工事についてご説明いたします。

まず、工事の概要でございますが、同一敷地内にある既設の施設を使用しながら、配水池、急速

ろ過池及び旧管理棟の撤去工事を行い、複数年かけて鉄筋コンクリート造、有効水量1,400立方メートルの配水池3池を築造するものです。今年度は、橋立浄水場創建当時からあった配水池を解体、撤去した跡地に1池目の配水池を築造する工事を行っています。この工事を進めていく中で、土留めに使用する矢板を打ち込む際、支障となる配線や配管類が当初見込んでいた数よりも多くあり、埋設場所もまちまちであったため、これらを調査、移設をするのに不測の時間を要したことから、今年度の進捗状況を鑑みて年割額を減額したものでございます。

現在の進捗状況ですが、既設の配水池撤去が完了し、ベースとなるコンクリートの打ち込みに向けて工事を進めているところです。

今後の予定ですが、1池目の配水池が完成した後、次の更新対象の配水池等を解体撤去し、令和6年度から7年度にかけて2池目、3池目の配水池築造及び場内配管工事を実施して、令和7年度末に工事が完了することになります。

私からの説明は以上です。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第28号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 議案第28号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

本組合監査委員であります引間正人さんにつきましては、本年11月30日で任期満了となるため、その後任として新たに鈴木光一さんを議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして提案するものでございます。

鈴木光一さんの住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。昭和61年に税理士登録され、平成29年5月24日から令和3年5月23日まで秩父市代表監査委員を務められました。地方自治法に規定する人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者に合致する方であると存じます。

なお、委員の任期につきましては本年12月1日から4年間となります。

以上で議案第28号の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第28号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（新井利朗議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時39分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月17日

議 長 新 井 利 朗

署名議員 若 林 想 一 郎

署名議員 関 根 修

署名議員 新 井 達 男